

医薬品の適正使用検討特別委員会

(平成 28 年度)

医薬品の適正使用検討特別委員会報告書

広島県地域保健対策協議会 医薬品の適正使用検討特別委員会

委員長 松尾 裕彰

I. はじめに

団塊の世代がすべて 75 歳以上を迎える 2025 年に向け、地域包括ケアシステムの構築が課題となっている。

一方、近年では、疾病の予防や軽度の疾病の治療に対しては、住民自らが対処するセルフメディケーションの考え方が浸透しつつあり、薬局・薬剤師には一般用医薬品やいわゆる健康食品の適正使用の助言や適切な受診勧奨が求められている。

このような状況の中、昨年度当委員会では、健康に良いと称して販売され、県民の生活にも身近な存在となっている健康食品に焦点を当て、県民の利用実態に関するアンケート調査を行った。その結果、健康食品を利用したことがあると回答した 72% の者のうち、概ね 80% の者が現在も利用しており、健康食品の利用により通院や服薬を自己判断で中止した者が存在したこと、健康食品の利用により体の不調を感じたことがある者が 7.2% であったこと、健康食品の利用状況を医療従事者に伝えていない者が 60% を超えていたことなど、患者などが健康食品を利用することについて、多くの課題があることが明らかとなった。

そこで、今年度は、健康食品の利用に係る医療・介護従事者への実態調査を行うこととし、健康被害発生の状況や相談対応などの現状を把握し、今後の医療・介護従事者などが取り組むべき対策についての検討を行った。

II. アンケート調査の概要

広島県内の医療従事者および介護従事者を対象とし、健康食品の利用に係るアンケート調査を実施した。

1 アンケート調査時期

平成 28 年 11 月

2 アンケート調査方法

A 調査対象施設

広島市地区、呉市地区、廿日市地区、尾道地区、三次地区の 5 地区（ただし、薬局および訪問看護ステーションについては、広島県全地域）に所在する次の施設

施設数 計 4,415 施設

①診療所（医科）	1,140 施設
②診療所（歯科）	883 施設
③薬局	1,525 施設
④訪問看護ステーション	261 施設
⑤居宅介護支援事業所	545 施設
⑥地域包括支援センター	61 施設

イ 調査方法

各施設にアンケート調査票を郵送し、回収した。

ウ アンケート調査票

別紙のアンケート調査票のとおりとした。なお、主な調査項目は次のとおりである。

- ①健康食品の利用による健康被害の症例経験及び治療への影響
- ②健康食品の利用による健康被害に関する相談応需経験
- ③健康食品の不適切利用の発見経験
- ④健康食品に関する県民からの相談応需経験
- ⑤患者への健康食品の利用状況の確認
- ⑥健康食品の利用における専門家関与の必要性の認識
- ⑦健康食品に関する問題認識
- ⑧健康サポート薬局の認知状況

III. アンケート調査結果

1 アンケート回収率

表 1 に回収率を示す。

表1 アンケート回収率

対象施設	送付数	回答数	回収率
診療所（医科）	1,140	367	32.2%
診療所（歯科）	883	237	26.8%
薬局	1,525	904	59.3%
訪問看護ステーション	261	152	58.2%
居宅介護支援事業所	545	332	60.9%
地域包括支援センター	61	44	72.1%
合計	4,415	2,036	46.1%

2 調査結果

(1) 回答施設の概況

回答施設の概況を図1～図8に示す。

二次医療圏別の回答施設の割合は図1のとおりである。

診療所（医科）では、内科を中心に幅広い診療科から回答が得られた（図2）。

薬局では、常勤薬剤師数は1人から6人以上の薬局までと、幅広く回答が得られた（図3）。健康食品は、56%の薬局で取り扱っていた（図4）。

訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所および地域包括支援センターにおいては、設置主体もさまざまであり、勤務している職員数および施設利用者数についても、少人数から大人数までさまざまな規模の事業所から回答が得られた（図5～8）。

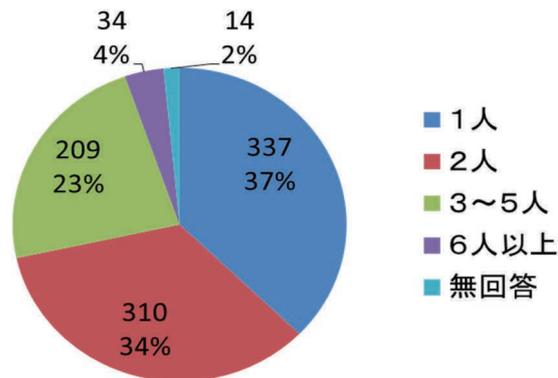


図3 常勤薬剤師数（薬局）

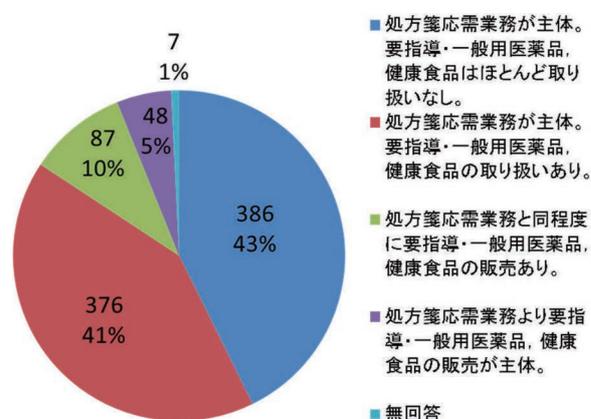


図4 業務形態（薬局）



図1 二次医療圏別内訳（全施設）



図5 事業所設置主体（居宅介護支援事業所，地域包括支援センター）

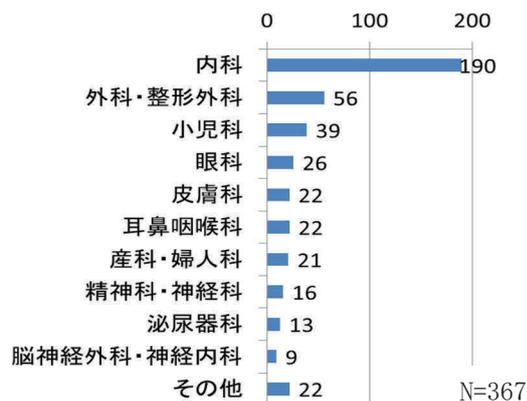


図2 診療科内訳（複数回答）（医科）

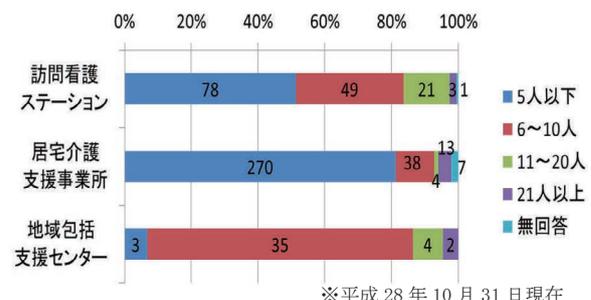


図6 職員数（訪問看護ステーション，居宅介護支援事業所，地域包括支援センター）

※平成28年10月31日現在



図7 施設利用者数 (平成28年10月利用分) (訪問看護ステーション, 居宅介護支援事業所)

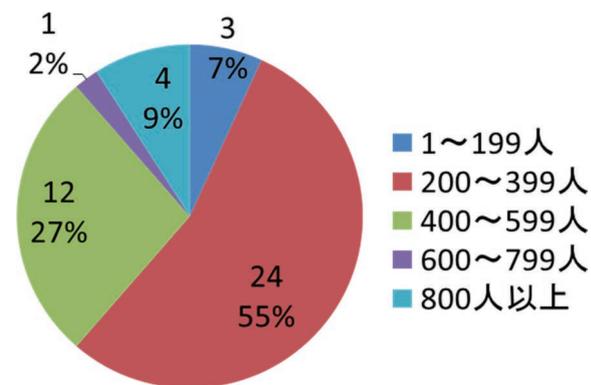


図8 要支援者数 (平成28年10月利用分) (地域包括支援センター)

(2) 健康食品による健康被害などの状況

ア 健康被害の症例経験 (医科, 歯科)

健康食品の摂取を原因とする健康被害の症例経験については、医科では13%、歯科では4%の施設が、確定事例または疑い事例があると回答した (図9および10)。

(医科)

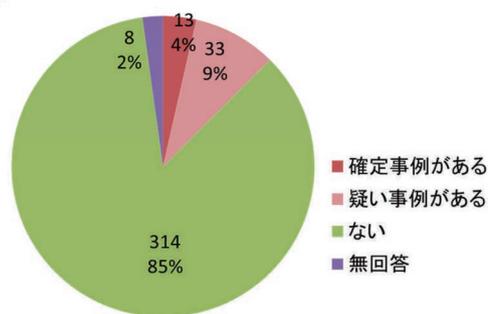


図9 健康被害症例の経験 (医科)

(歯科)

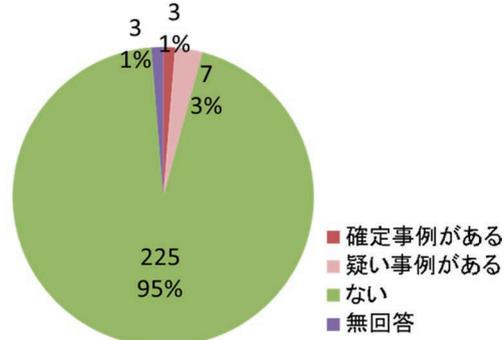


図10 健康被害症例の経験 (歯科)

個別の事例では、健康食品が原因であると確定診断した事例21例、疑いがあると診断した事例50例の回答があり、特に60代女性での事例が多かった (表2)。

原因と考えられる健康食品の種類は、医科では青汁、青麦若葉が、歯科では黒酢が多く、全体として、昨年度の県民アンケート調査において利用率の高かったものが多かった (表3)。

表2 健康被害症例における患者内訳 (医科・歯科)

事例	医科・歯科	年代		年齢										小計	合計
		男女別	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	不明				
確定事例	医科	男	1	—	—	1	1	3	—	—	2	8	21		
		女	—	1	—	4	2	3	—	—	1	11			
		不明	—	—	—	—	—	—	—	—	2	2			
	歯科	男	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1	2		
		女	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1			
疑い事例	医科	男	—	—	—	—	—	—	4	3	5	12	50		
		女	—	—	2	3	2	9	4	5	6	31			
		不明	—	—	—	1	—	2	—	—	4	7			
	歯科	男	—	—	—	—	—	—	—	2	—	1	3	10	
		女	—	—	1	1	1	2	—	1	1	7			
合計			1	1	3	11	7	19	10	9	22	83			

表3 健康被害症例における摂取した健康食品
(医科・歯科)

県民摂取 順位※	健康食品名	医科		歯科	
		件数	順位	件数	順位
1	ビタミン類	4	9	0	
2	ミネラル類 (カルシウム, 鉄, マグネシウム等)	6	2	0	
3	栄養ドリンク	4	9	3	2
4	青汁・青麦若葉	11	1	0	
5	乳酸菌・酵母	5	6	0	
6	ブルーベリーエキス	4	9	0	
7	健康茶	4	9	0	
8	DHA・EPA	4	9	0	
9	コラーゲン	1		0	
10	黒酢	3		7	1
11	グルコサミン	6	2	0	
12	ニンニク	6	2	0	
13	コエンザイム Q10	2		0	
14	ヒアルロン酸	5	6	0	
15	コンドロイチン	6	2	0	
16	プラセンタ	3		0	
17	ルテイン	1		0	
18	クロレラ	0		0	
19	ローヤルゼリー	3		0	
20	ウコン	5	6	0	
21	イチョウ(葉)エキス	3		0	
22	プロポリス	4	9	0	
23	セサミン	2		0	
24	シジミ	1		0	
25	朝鮮人參	2		0	
26	キットサン	1		0	
27	アガリクス	2		0	
28	靈芝(レイシ, マンネンタケ)	3		0	
29	リポ酸	1		0	
30	ギムネマ	0		0	
	不明	3		2	
	その他	10		3	

※平成27年度県民アンケート調査結果による

具体的な健康被害としては、肝障害や皮膚障害、
歯の酸蝕症などが複数見受けられた。

また、健康被害への対応は、自院での治療が最
も多かったが、他医への紹介や経過観察を行った
事例もあった(図11)。

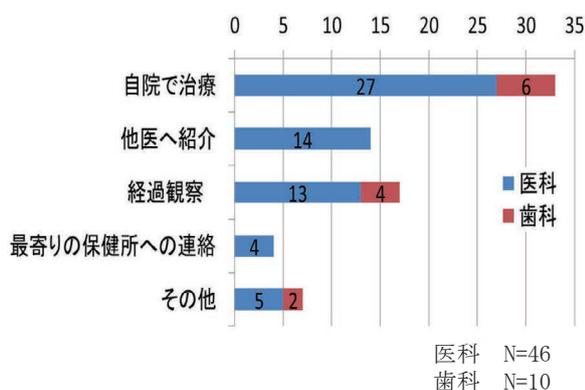


図11 健康被害症例に対する対応状況(複数回答)
(医科・歯科)

イ 治療への影響(医科, 歯科)

次に、健康食品の利用が患者の治療へどのよう
に影響しているか調査した。

「治療へ良い影響があった経験がある」と回答し
た施設の割合は、医科が12%、歯科が6%であっ
た(図12)。その内容については、因果関係は不
明であるが、サプリメントなどにおける個別の症
状の改善に係る回答が多かった。

一方、「治療へ悪い影響があった経験がある」と
回答した施設の割合は、医科が32%、歯科が7%
であった(図13)。その内容については、経験の
ある医科施設の約半数が「処方した薬の服用を止
めたことがある」と回答しており、「治療中の症
状が悪化したことがある」や、「患者が治療(通院)
を止めたことがある」と回答した施設も多かった
(図14)。そのほかでは、相互作用による治療薬の
効果の減弱、健康食品による副作用の発現、血液
検査数値の悪化などの回答があった。



図12 治療への良い影響の有無(医科, 歯科)

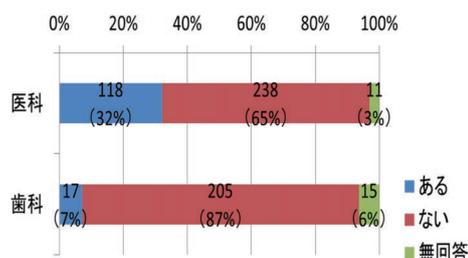


図13 治療への悪い影響の有無(医科, 歯科)

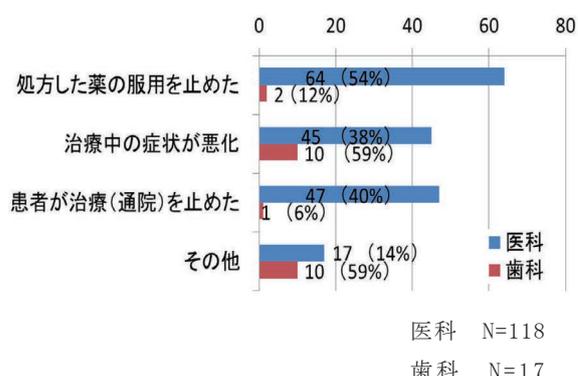


図14 治療への悪い影響の内容(医科, 歯科)

ウ 健康被害の相談応需（医科，歯科以外）

次に，薬局，訪問看護ステーション，居宅介護支援事業所および地域包括支援センターにおいて，患者や利用者などからの健康食品による健康被害に関する相談応需経験を調査した。

その結果，薬局では8%，訪問看護ステーションでは9%，居宅介護支援事業所では7%，地域包括支援センターでは7%の施設において，健康被害に関する相談の経験があった（図15）。

相談時に訴えのあった症状としては，「発疹」，「腹痛・下痢」が特に多かった（図16）。そのほかの個別回答には，肝機能低下や腎機能低下，乳酸アシドーシスといった重篤な症状に繋がる可能性のあるものもあった。

相談時の対応としては，薬局では，医療機関への受診勧奨のほか，自薬局のみでの対応が多く，そのほかの職種では，医療機関への報告が最も多かった。そのほかの回答は，本人や家族への注意喚起，関係介護サービス事業所への報告などがあった（図17および18）。



図15 健康被害の相談応需経験（医科，歯科以外）

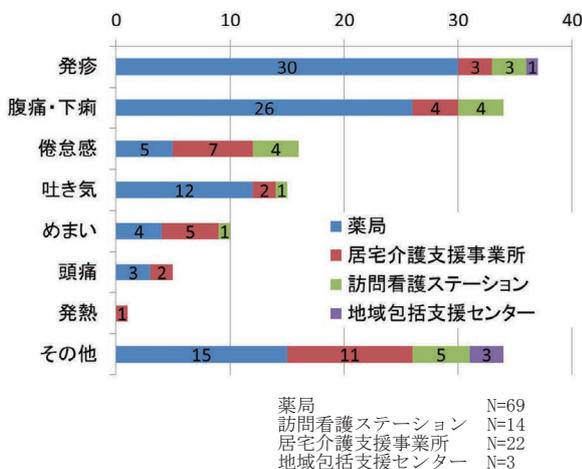


図16 健康被害相談時の症状（複数回答）（医科，歯科以外）

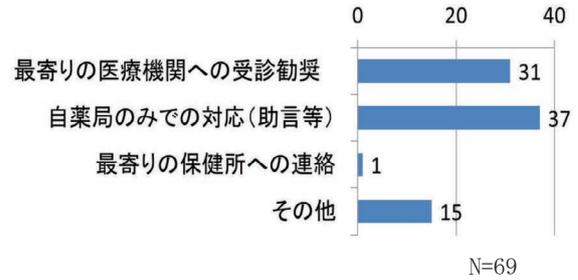


図17 健康被害相談時の対応（複数回答）（薬局）

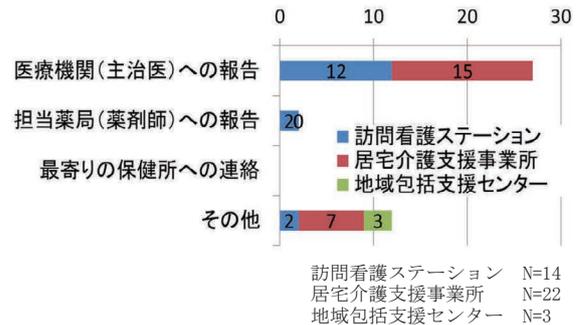


図18 健康被害相談時の対応（複数回答）（訪問看護ステーション，居宅介護支援事業所，地域包括支援センター）

エ 不適切な利用状況の発見（医科，歯科以外）

薬局，訪問看護ステーション，居宅介護支援事業所および地域包括支援センターに対して，不適切と考えられる健康食品の利用状況の発見経験について調査した。

その結果，薬局では40%，訪問看護ステーションでは31%，居宅介護支援事業所では31%，地域包括支援センターでは64%の施設において，患者または利用者の不適切利用を発見していた（図19）。その内容は，薬局では「医薬品との相互作用」に関するものが多く，そのほかの職種では，「多種類の健康食品の同時摂取」や「業者からの不当な販売」の発見が多く，中でも居宅介護支援事業所と地域包括支援センターにおける回答割合が高かった（図20）。

また，不適切利用発見後の対応状況を調査したところ，どの職種も主治医へ報告した割合が最も高かった。そのほかの回答では，本人や家族への注意喚起（利用中止の助言や受診勧奨を含む。）が最も多く，そのほか，他の介護関係施設への連絡，消費生活センターへの相談などであった（図21）。

薬局が発見した不適切な利用事例における健康食品の種類を調査したところ，「ビタミン類」，「ミ

ネラル類], 「栄養ドリンク」, 「青汁・青麦若葉」が多く, これらはいずれも, 昨年度の県民アンケート調査で現在利用している健康食品の種類として多かったものであった(表4)。

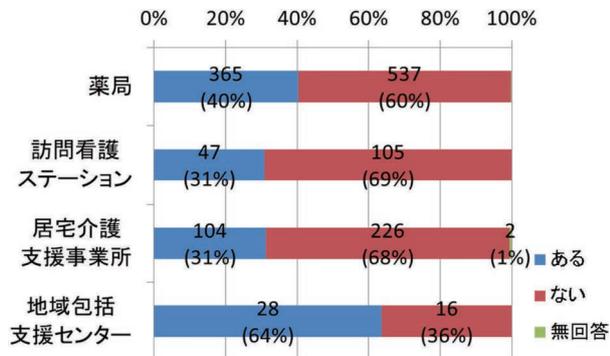


図19 不適切な利用事例の発見 (医科・歯科以外)

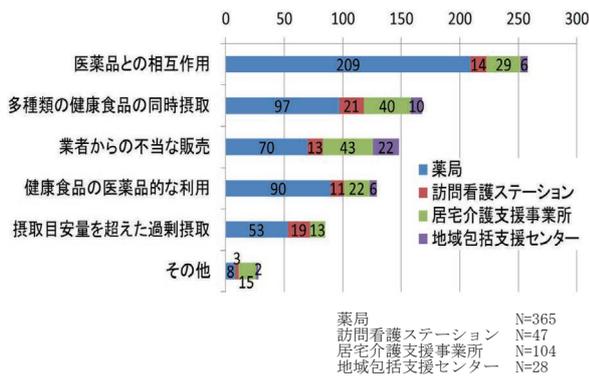


図20 不適切な利用事例の内容 (複数回答) (医科, 歯科以外)

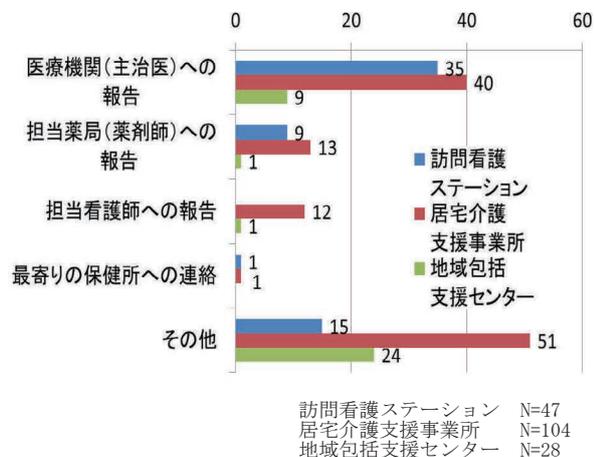


図21 不適切利用発見時の対応 (複数回答) (訪問看護ステーション, 居宅介護支援事業所, 地域包括支援センター)

表4 不適切な利用事例における健康食品の種類 (薬局)

県民摂取順位※	健康食品名	薬局	
		件数	順位
1	ビタミン類	111	3
2	ミネラル類 (カルシウム, 鉄, マグネシウム等)	126	2
3	栄養ドリンク	68	4
4	青汁・青麦若葉	149	1
5	乳酸菌・酵母	14	
6	ブルーベリーエキス	18	
7	健康茶	27	9
8	DHA・EPA	26	10
9	コラーゲン	21	
10	黒酢	24	
11	グルコサミン	50	6
12	ニンニク	14	
13	コエンザイム Q10	7	
14	ヒアルロン酸	32	8
15	コンドロイチン	51	5
16	プラセンタ	8	
17	ルテイン	5	
18	クロレラ	34	7
19	ローヤルゼリー	17	
20	ウコン	22	
21	イチョウ(葉)エキス	26	10
22	プロポリス	14	
23	セサミン	7	
24	シジミ	2	
25	朝鮮人参	21	
26	キトサン	3	
27	アガリクス	9	
28	霊芝(レイシ, マンネンタケ)	19	
29	リボ酸	3	
30	ギムネマ	2	
	不明	13	
	その他	32	

※平成27年度県民アンケート調査結果による

オ 健康食品に関する問題認識 (全職種)

次に, 各職種における, 日常業務上の健康食品に関する問題認識について調査した。その結果, 薬局では70%, 医科, 訪問看護ステーション, 居宅介護支援事業所および地域包括支援センターでは概ね60%の施設で, 何らかの問題を感じていると回答した(図22)。

その問題点は, 職種別で割合に差があるものの, 「患者(利用者)が利用していることを伝えない」, 「多種多様であるため, 相談対応が困難」, 「健康食

品の情報（飲み合わせ，安全性など）が少ない，「虚偽誇大広告が多い」が比較的多かった（図23）。

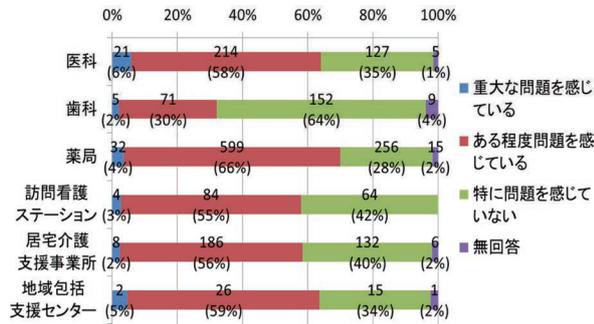


図22 健康食品に関する問題認識（全職種）

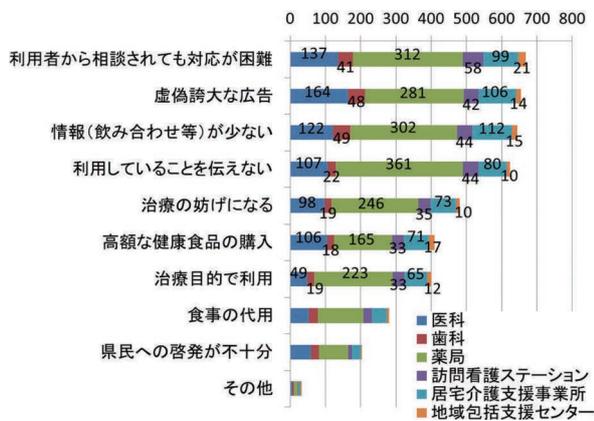


図23 健康食品に関する問題点（全職種）

(3) 健康食品の相談対応

ア 健康食品に関する相談応需（全職種）

次に，各職種に対し，健康被害の有無に関わらず，患者や利用者などから健康食品の利用に関する相談を受けたことがあるか調査した。

その結果，経験割合の高い順に，薬局が93%，医科が74%，訪問看護ステーションが68%，地域包括支援センターが55%，居宅介護支援事業所が42%および歯科が19%であった（図24）。

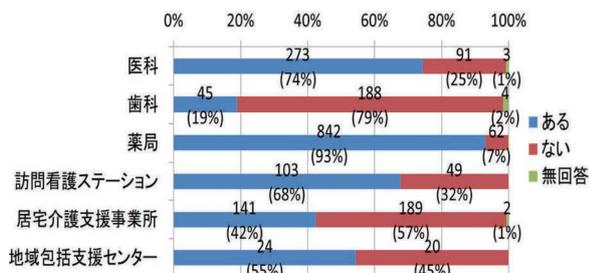


図24 健康食品の相談応需経験（全職種）

また，その相談内容（医科，歯科以外）は，「医薬品との飲み合わせ」および「健康食品の効能効

果」が特に多かった（図25）。これは昨年度の県民アンケート調査の結果，購入時に注意している内容としても多いものであった。そのほかの個別回答では，「健康食品の副作用」，「訪問販売に関すること」などの回答があった。

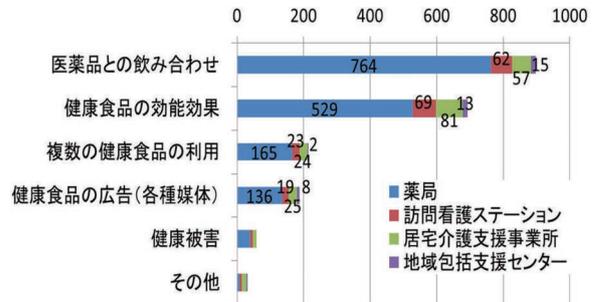


図25 健康食品の相談内容（複数回答）
（医科，歯科以外）

イ 診察または来局時の確認（医科，歯科，薬局）

医科，歯科および薬局に対し，診察または来局の際に，健康食品の利用状況を聞いているか調査したところ，医科では，「必要があれば聞いている」が60%であり，「聞いていない」が29%であった（図26）。

一方，歯科では「聞いていない」が45%であり，「必要があれば聞いている」が36%であった（図27）。

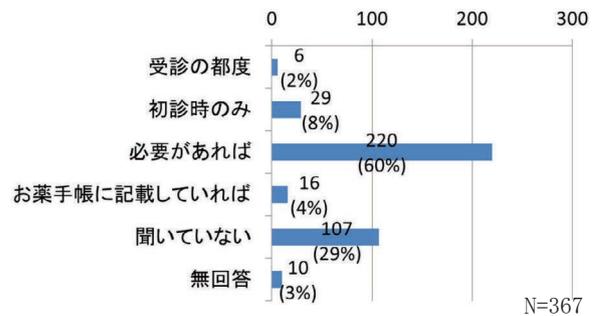


図26 診察時の健康食品の確認状況（複数回答）
（医科）

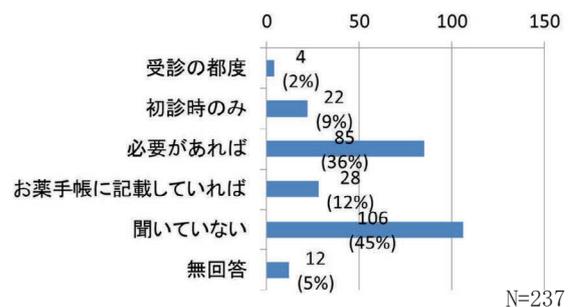


図27 診察時の健康食品の問診状況（複数回答）
（歯科）

薬局では「必要に応じて聞いている」が64%、「初回来局時のみ聞いている」が25%であり、「来局の都度聞いている」が5%、「聞いていない」が7%であった（図28）。個別の回答として、特定の疾患で治療中の者や特定の生理機能が低下している者に対し、「特定の成分を含む健康食品の利用状況を聞いている」との回答もあった。

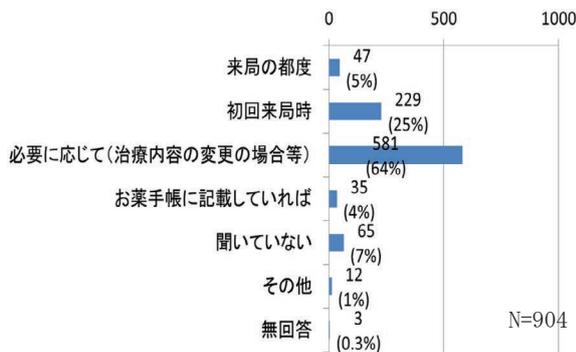


図28 来局時の健康食品の確認状況（複数回答）（薬局）

ウ お薬手帳の活用（医科，歯科，薬局）

現在、さまざまな媒体において、健康食品の利用状況をお薬手帳へ記載するよう啓発されているが、医科では88%、歯科では83%といずれも多く施設で「お薬手帳へ記載できることを知らなかった」と回答した（図29）。このことから、医師および歯科医師が健康食品の利用状況の把握にお薬手帳をあまり利用していないことが明らかとなった。



図29 健康食品の利用状況をお薬手帳へ記載できることの認識状況（医科，歯科）

一方、薬局において、来局者に対し健康食品の利用状況をお薬手帳へ記載するよう勧めているか調査したところ、「勧めている」と回答した割合は21%に留まり、お薬手帳への記載を勧めている薬局は少なかった。しかし、54%の薬局は、今後勧

めたいと回答しており（図30）、お薬手帳の有効性については、認識しているものと推察された。

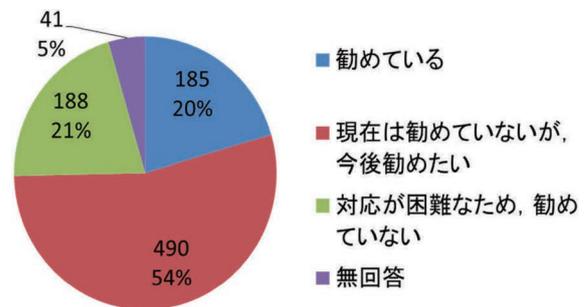


図30 お薬手帳への記載の勧奨（薬局）

エ 専門家関与の必要性（全職種）

治療中の患者が健康食品を利用する場合は、医療従事者などの専門家の関与がある程度必要であると考えられる。そこで、各職種に対し、その必要性について調査したところ、「治療中の患者は専門家への相談が必要」と回答した割合は、薬局、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所および地域包括支援センターで概ね60%程度であったが、医科では41%、歯科では25%とほかの職種と比較して低かった。

一方、「自己責任のため専門家への相談は不要」と回答した割合は、薬局、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所および地域包括支援センターでは10%未満であったが、医科では33%、歯科では39%と高く、医師、歯科医師の健康食品の利用に関する認識がほかの職種とは異なる傾向があった（図31）。

また、関与が適切と考える専門家としては、薬局以外の施設では、「かかりつけ医」が最も多く、薬局では「かかりつけ薬剤師」が最も多かった（図32）。

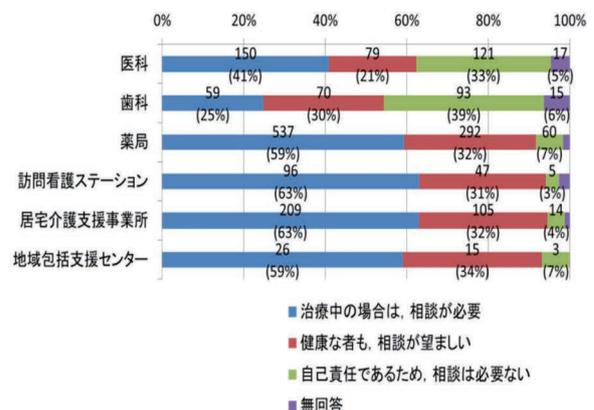


図31 専門家関与の必要性の認識（全職種）

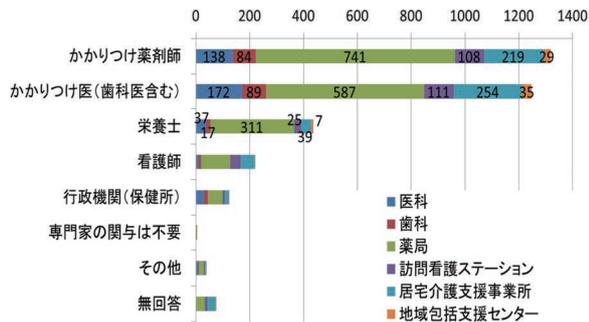


図32 健康食品の利用に際し関与が適当だと考える専門家(複数回答)(全職種)

(4) 健康食品を巡る多職種連携

ア 多職種連携の必要性(全職種)

患者などの健康食品の利用状況を把握することについて、多職種による連携の必要性の認識状況について調査したところ、歯科では40%、その他の職種では、概ね60~70%の施設が「必要である」と回答した(図33)。

多職種連携が必要な理由としては、「日常生活により密着した介護職では、健康食品の利用状況を把握しやすい」、「患者・利用者は職種によって利用状況を伝えやすい場合と伝えにくい場合がある」、「医薬品との飲み合わせ、体調不良、健康被害の状況は、多職種で連携しなければ見つけにくい」などであった。



図33 多職種連携の必要性(全職種)

イ 薬局との連携(医科, 歯科, 薬局)

医療機関がどの程度薬局・薬剤師を活用しているか把握するため、医師および歯科医師に対し、健康食品に関して薬局へ相談したことがあるかを調査した。その結果、「薬局(薬剤師)へ相談したことがある」と回答した施設が医科では9%、歯科で7%であり、「患者に薬局(薬剤師)へ相談するよう勧めたことがある」と回答した施設が医科

では16%、歯科では22%の割合であった。健康食品に関する相談先として、薬局(薬剤師)を利用している医師または歯科医師が25~30%程度の割合で存在していた(図34)。

一方、薬局に対し、ほかの専門職種から健康食品について相談を受けたことがあるか調査したところ、「ある」と回答した薬局は20%であり(図35)、その相談のあった職種については、看護師、医師、介護支援専門員の割合が高かった(図36)。

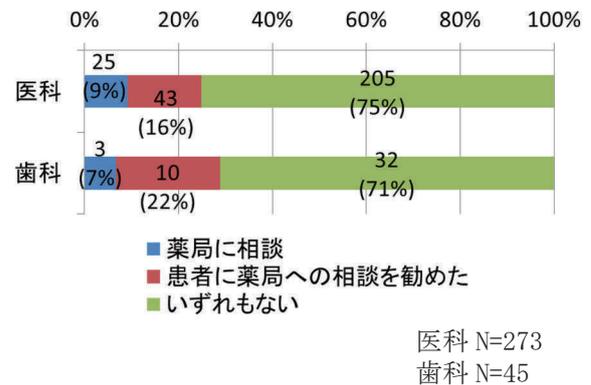


図34 薬局(薬剤師)への相談状況(医科, 歯科)

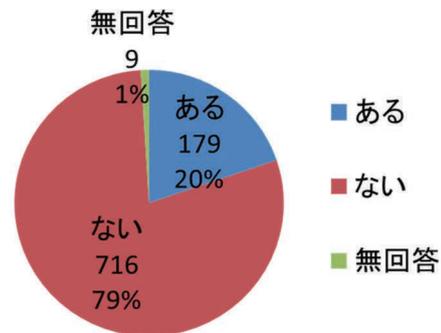


図35 他職種からの相談応需経験(薬局)

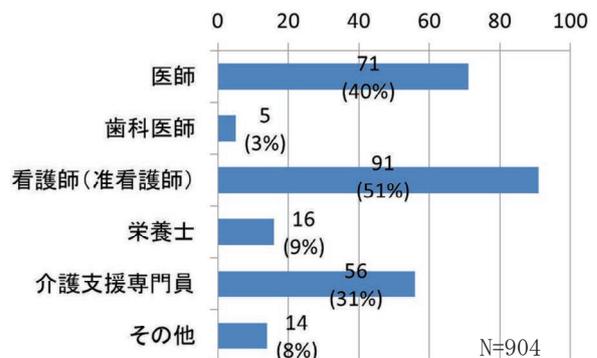


図36 相談を受けた職種(複数回答)(薬局)

ウ 健康サポート薬局の認知状況（全職種）

平成 28 年 10 月から制度開始となった健康サポート薬局^{注)}について、その機能を示した上で認知状況を調査した。

まず、薬局における制度の認知度は 80%であったが、健康サポート薬局として関係機関と連携していると回答した割合は 5%であった（図 37）。また、健康サポート薬局として「届出を行っている」薬局はわずか 8 件（1%）で、「今後届出を行うことを検討している」と回答した割合は 41%であった（図 38）。

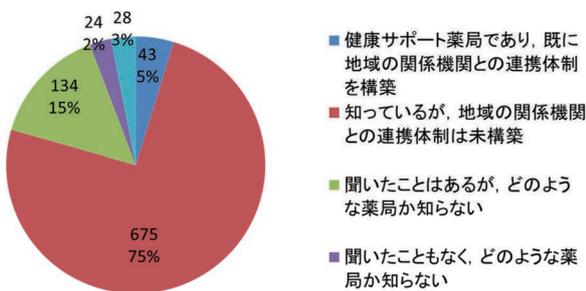


図 37 健康サポート薬局の認知状況（薬局）

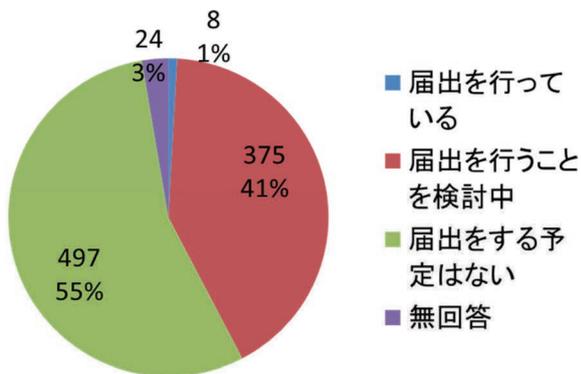


図 38 健康サポート薬局の届出状況（薬局）

次に、薬局以外の施設の認知度は、「聞いたこともなく、知らなかった」との回答が最も多かった（36～66%）（図 39）。これは、健康サポート薬局制度が開始して間もない調査であったため、全体として周知が進んでおらず、認知度は低い結果となったと考えられる。

さらに、薬局以外の施設に対し、健康食品の相談があった場合の活用意向を調査したところ、どの職種においても 80%以上が「健康サポート薬局を活用したい」と回答した（図 40）。

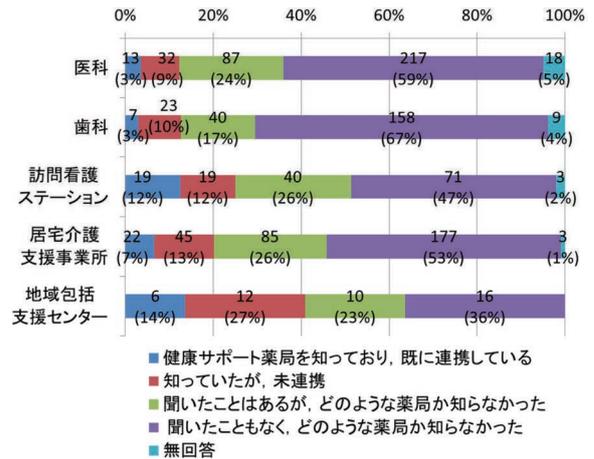


図 39 健康サポート薬局の認知状況（薬局以外）

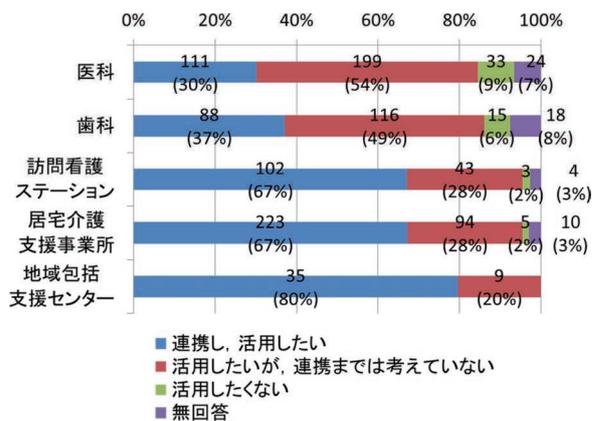


図 40 健康食品の相談に係る健康サポート薬局の活用意向（薬局以外）

注) 平成 28 年 10 月から、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づき、かかりつけ薬局として機能を持った上で国民の主体的な健康の保持増進を支援する機能を持つ薬局を「健康サポート薬局」とし、都道府県などへの届出制度が開始された。一般用医薬品や健康食品などの適正な使用に関する助言、健康の保持増進に関する相談対応、地域のかかりつけ医などと連携した適切な受診勧奨や、必要に応じて医療・介護関係者、行政機関への紹介も行う。

IV. 講演会の開催

1 日時および場所

日時：平成 29 年 2 月 16 日 19 時～21 時
場所：広島県医師会館 201 会議室

2 参加者

101 名（医師 22 名、歯科医師 3 名、看護師 7 名、薬剤師 53 名、栄養士 1 名、介護支援専門員 1 名、介護福祉士 1 名、行政職員 9 名、そのほか 4 名）

3 演題および講師

演題：健康食品の利用に関する医療従事者等アンケート調査結果について

演者：公益社団法人広島県薬剤師会

常務理事 豊見 敦氏

講演：健康食品安全情報システム及び健康食品による健康被害の実態について

講師：公益社団法人日本医師会

常任理事 松本 吉郎氏



4 講演要旨

公益社団法人日本医師会では、政策判断基準の一つとして、「国民の安全な医療に資する政策」を掲げており、食を含めた国民の健康に係る内容に必要な取組として、「健康食品安全情報システム事業」を行っている。

講演では、一見複雑に見える健康食品の分類方法とその健康食品の内容を詳しく解説された。また、健康食品の問題点として、医薬品成分が検出された事例、虚偽誇大広告により国民に健康食品への医薬品的な効能効果の期待を抱かせることによる適切な受療機会の損失、医薬品との相互作用による症状の悪化などを挙げられ、これらのように、国民が必ずしも健康食品に対して正しい理解をしていないためにさまざまな健康被害を生じていることが重要な問題であると述べられた。また、日本は医療水準については高い評価を受けているにも関わらず、健康状態の自己評価がほかの先進国と比較して最低水準であり、このために「健康に良い」と称して販売されている健康食品に過剰な期待をしているのではないかとの見解も示された。さらに、平成27年4月に開始された機能性表示食品について、その定義を正しく理解している国民は約30%に留まり、多くの国民が正しく理解しないままに機能性表示食品を利用している現状に関するアンケート調査結果も報告された。

「健康食品安全情報システム」事業の運営状況については、これまで報告された具体的な健康被害事例を取り上げられ、健康被害事例における健康食品との関連性、購入場所、購入目的などの分析結果から、地域の薬局・薬剤師による購入者への適切な情報提供が重要であるとの見解を示された。また、多種多様で内容成分が特定できない健康食品が販売、流通しているが、健康被害を生じることが科学的に証明されている健康食品（成分）の利用例や、健康食品の正しい利用方法について、医療関係者や国民に啓発が必要であるとも述べられた。最後に、医療従事者は問診などの機会に患者に健康食品の利用状況を尋ねること、健康食品については、ナチュラルメディスンデータベースなどの関連書籍も利用できるため、医師は健康食品の利用による健康被害が疑われた場合の本事業への積極的な情報提供、および薬剤師は健康食品が原因と考えられる体調不良を感じた者への積極的な受診勧奨に協力して欲しいと述べられ、講演会を締め括られた。

5 参加者へのアンケート結果

回答数 79 件（回収率：78.2%）

講演会参加者に対し、別紙のアンケート調査票により、講演会の感想などを伺った。回答者の内訳は図41のとおりである。

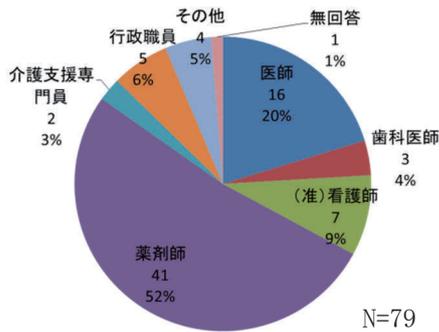


図 41 回答者の職種

講演会への参加の目的は、「健康被害事例に関する知識習得」(72%)、「患者・住民への指導・助言に必要な知識習得」(66%)、「日常業務(診療等)への対応」(49%)、「利用している患者等に係る問題点の把握」(43%)であった(図42)。

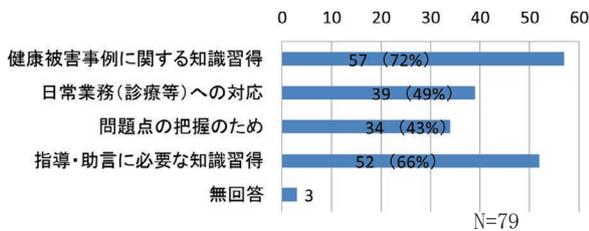


図 42 講演会への参加目的(複数回答)

日常業務における健康食品に対する問題意識については、86%の者が「問題があると感じている」と回答した(図43)。医療従事者の職種別では、医師または歯科医師で79%、看護師で86%、薬剤師で93%の者が「問題があると感じている」と回答した。

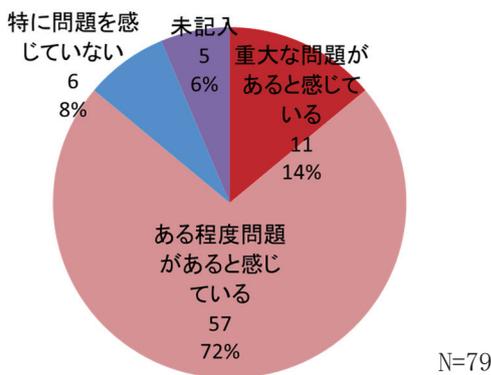


図 43 健康食品に関する問題認識

講演会へ参加した感想について、医療従事者などアンケート調査結果の報告および日本医師会からの健康食品安全情報システムなどの講演について、殆どの参加者が「参考になった」と回答しており、今回の講演会が参加者にとって大変有意義なもの

なっただことが確認できた(図44および45)。

また、講演会へ参加して感じたことについて質問したところ、「健康食品に関する正しい知識の普及啓発や相談対応に努めたい」(70%)、「積極的に健康食品の利用状況の把握に努めたい」(61%)、「飲み合わせや安全性情報(知識習得)の収集努めたい」(59%)など、多くの参加者において、今後の健康食品問題に関する意識変化が認められた(図45)。さらに自由記載では、「薬との不適切の飲み合わせを検索でき

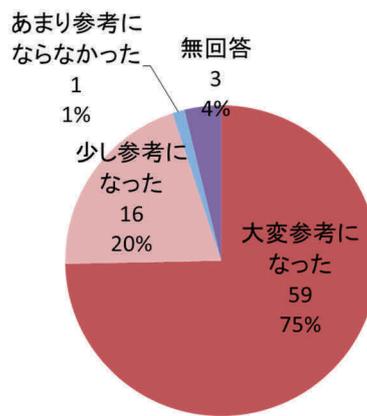


図 44 講演会の感想(アンケート調査結果)

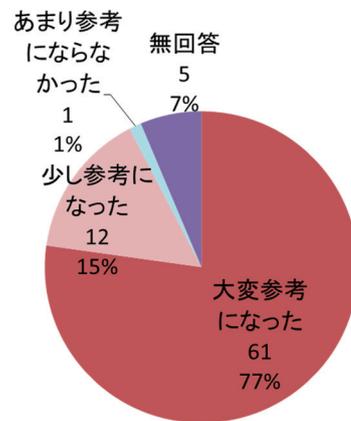


図 45 講演会の感想(健康食品安全情報システム等)

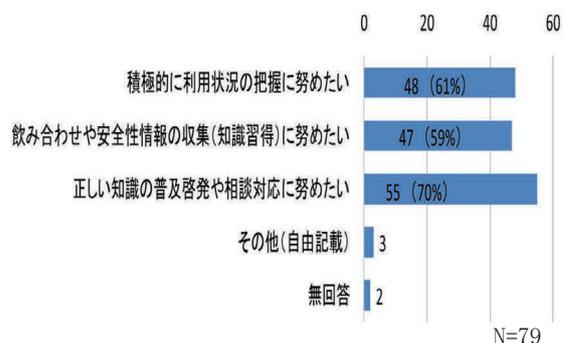


図 46 講演会に参加しての感想(複数回答)

る県内外の薬局を繋ぐネットワークのシステム（検索サイトなど）を構築してほしい」、「市公民館で主催している暮らし関連セミナーにおいて健康関係の内容を準備したい」など、健康食品に関する問題に対して積極的に取り組もうとする姿勢を感じられる意見もあった。

V. 考察・まとめ

1 健康食品による健康被害などの状況

健康食品の摂取が原因と考えられる健康被害症例（疑い事例を含む。）を経験した施設は、医科13%、歯科4%に認められ、その具体的な症状は、発疹のほか肝機能障害などの重篤なものも見受けられた。

また、薬局や訪問看護ステーション、介護関係施設（居宅介護支援事業所および地域包括支援センター）においても、健康被害の相談応需経験が7~9%あり、全職種に健康被害と考えられる相談があることが確認された。

さらに、医科では30%もの施設で、患者が健康食品を利用することにより「処方薬の中止」や「治療中の症状の悪化」、「通院の中止」など治療への悪影響があった経験があり、歯科では頻度は多くないものの、「虫歯の多発」、「歯の酸蝕」などの例があり、健康食品の利用が治療上重大な妨げとなる場合があることも確認された。

これらのことは、健康増進を目的として利用される健康食品が逆の効果をもたらす恐れもあることを示している。

昨年度の県民アンケート調査結果では、健康食品の利用により通院を止めたことがある者が1.8%、服薬を中止したことがある者が0.7%であったが、今回の結果から、実際にはもっと高い割合で、適切な医療を受ける機会を失っている可能性があるかと推察される。

一方で、健康食品の利用が治療に良い影響を与えた経験があるという回答もあり、適切に利用した場合は、因果関係は明らかではないものの症状の改善などに繋がる場合もあることが確認された。

また、薬局、訪問看護ステーションおよび介護関係施設で健康被害の相談を受けた場合の対応として、医療機関へ受診勧奨を行っている割合が高く、専門家の適切な関与が行われていると推察された。

そのほか、同施設において、健康被害には至らないものの不適切な健康食品の利用を発見した施設の

割合も30~60%あり、昨年度の県民アンケート調査結果と同様に、医薬品との飲み合わせや多種類の健康食品の同時摂取など、健康被害に繋がる恐れのある利用が広く潜在していることも確認された。患者の生活により近い介護現場で初めて分かる不適切な利用事例も多く、介護関係施設での日常業務における問題認識も高かったことから、健康被害を未然に防止するための医療・介護従事者の連携による情報共有の必要性が示唆された。

2 健康食品の相談対応

健康食品に関する県民からの相談応需については、薬局での経験割合が最も高く（93%）、続いて医科（74%）、訪問看護ステーション（68%）と医療機関で高かった。歯科は最も低かったが（19%）、介護関係施設でも44%の施設で経験があり、どの職種においても日常的に健康食品に関する相談を受けている現状が把握できた。

その相談内容については、医薬品との飲み合わせや健康食品の効能効果に関することが多く、昨年度の県民アンケート結果で購入時に重視することまたは注意することとして多かった回答であり、県民の関心が相談につながっていることがうかがわれた。

一方、医療機関が診察や調剤時に健康食品の利用状況を積極的に確認しているか調査したところ、医科の約70%、歯科の約50%、薬局の約90%が何らかの機会に聞いており、問題認識はあると考えられた。

しかし、昨年度の県民アンケート調査結果では、67%が健康食品の利用状況を「医師又は薬剤師から聞かれたことはない」と回答しており、医療機関と患者との間に認識のずれがあることが推察される。

健康食品の利用状況を確認する手段として、お薬手帳への記載が推奨されているが、活用率は低く、薬局でも患者へ勧めていると回答したのは21%に留まっており、まずはお薬手帳を推進する薬局で積極的に活用を促す必要がある。このため、今年度当委員会では、薬局での啓発を想定した県民向け啓発資料を作成し、注意喚起を行った。（別紙）

3 健康食品を巡る多職種連携と薬局の活用

健康食品を利用する場合の専門家への相談については、医科、歯科を除き、9割の施設で必要との回答があり、その相談先としてはかかりつけ医またはかかりつけ薬剤師とする回答が多く、医師（歯科医師を含む。）または薬剤師への期待が高かった。

一方、医科および歯科では「健康食品の利用は自己責任であるため、専門家への相談は必要ない」との回答も少なからずあり、基本的に自由意思で利用する健康食品に関して、積極的に介入する必要性を感じていない医師、歯科医師がいることも推察された。

多職種連携の必要性については、概ね60～70%で「必要」と考えていた。健康被害の相談、不当な販売などそれぞれの職種で対応できないこともあり、連携の必要性を少なからず認識しているものと推察された。

健康食品の利用率が高い高齢者は、疾病を抱えている者や心身の機能が低下している者が多く、特に注意が必要と考える。医療関係者は治療や生活に支障を来すような利用はないか診察などの際に確認し、介護関係者は健康食品であっても健康被害が生じることがあることを認識した上で利用者を観察し、不適切な利用や体調不良を察知した場合は受診勧奨が行えるよう連携を図ることが必要である。

また、薬局の対応状況に着目したところ、93%の薬局が健康食品の相談を受けたことがあり、このうち90%で「医薬品との飲み合わせ」に関する相談を受けていた。また、40%の薬局で不適切な利用を発見したことがあり、このうち57%で薬との相互作用を発見していた。健康食品は、薬局やドラッグストアが県民の主な購入先にもなっており、薬剤師は薬の専門家として飲み合わせに関する知識も持ち合わせていることから、健康食品の対応に当たっては薬局との連携が有効となり得ると考える。

健康食品の利用について適切な助言を行うことができる機能を持った薬局として、平成28年10月から「健康サポート薬局」制度が開始された^{注)}。今回の調査は、制度開始後間もなかったためか、実際の届出件数とアンケートの回答結果にかい離がみられ

た。制度の正しい理解について普及啓発を行う必要がある。

今後、薬局には地域包括ケアシステムの中で積極的に健康サポート薬局を目指し、これまで以上に健康食品に関する知識の習得と適切な助言を行うことが求められる。

Ⅵ. 終わりに

健康食品については、厚生労働省や内閣府（食品安全委員会）、日本医師会などにおいても、国民や医療従事者に対する正しい知識の普及啓発に取り組んでおり、過去に健康被害を生じた健康食品の成分や医薬品との相互作用が確認されている成分など、関連するデータベースや情報提供サイトも充実しつつある^{*}。特に医療従事者においては、これらの情報を有効に活用することが求められる。

健康食品が今後も県民の日常生活に密着したものであり続け、さらに多種多様な種類の製品が流通し、さまざまな入手経路から県民が利用することが予想されることから、社会全体で健康食品の正しい知識が得られるような体制づくりが必要である。

高齢化社会が進展し、地域包括ケアシステムの構築が推進される中、薬局・薬剤師を始め、医療従事者、介護従事者、行政機関においては、各専門家としての健康食品に関する知識の向上が必要であると同時に、県民が健康食品について正しく認識できるよう、各々の専門性を活かして連携しながら、健康食品に関する県民への更なる正しい知識の普及啓発を行うことが必要であると考えられる。

Ⅶ. 参考資料

健康食品による健康被害の未然防止と拡大防止に向けて（厚生労働省／日本医師会／国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 作成）

※健康食品に関連する情報提供サイト

組織等の名称	アドレス	主な提供内容
厚生労働省 (食品安全情報)	http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/shoku-anzen/index.html	主に有害事象が中心
内閣府食品 安全委員会	https://www.fsc.go.jp/	主に安全性評価が中心
消費者庁	http://www.caa.go.jp/	国の食品表示に関する制度 (特定保健用食品, 栄養機能食品, 機能性表示食品, 特別用途食品など)
国立医薬品食品衛生研究所 (食品に関する情報)	http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/index.html	食品全般に関する安全性の国内外情報
日本医師会 (健康食品のすべて－ナチュラル メディシン・データベース)	http://www.med.or.jp/ (メンバーズルーム (日本医師会員向け HP よりリンク))	健康食品の有効性, 安全性, 医薬品との相互作用 (飲み合わせ) の解説など。症例も掲載。
国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所「健康食品」の安全性・有効性情報	https://hfnet.nih.go.jp/	健康食品に関する基礎的情報, 各成分に関する有効性や安全性の論文情報, 有害情報など。
(独) 国民生活センター	http://www.kokusen.go.jp/	健康食品に関する個別の製品情報の検査結果など。
東京都健康局食品医薬品安全部 (いわゆる健康食品ナビ)	http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/anzen/supply/index.html	主に健康食品に関する制度が中心
(公財) 日本健康・栄養食品協会	http://www.jhnfa.org/	製品の規格など, 業界として必要な情報が中心
(一社) 日本健康食品規格協会	http://www.jihfs.jp/	製品の規格など, 業界として必要な情報が中心

健康食品の利用実態に関するアンケート

【調査の目的】

平成27年度の本委員会の県民アンケート調査結果によると、回答者の72.2%の人が健康食品の利用経験があり、そのうち42%の人が現在も毎日利用していることが分かりました。また、健康食品の利用により、「処方薬の服用を止めたことがある」又は「通院を止めたことがある」と回答した人が2.5%あり、さらに健康食品の利用により体調不良を感じたことがある人が7.2%いることも分かりました。

このような結果から、県民の間に健康食品の利用が一般に普及し、中には治療への悪影響や体調不良を誘発する懸念がある実態が判明しました。

そこで、今年度当委員会では、医療・介護従事者の方を対象として、更なる調査を行い、医療・介護の専門家の方々から見た健康食品の利用による健康被害の実態などを把握することとしました。

ご多忙のところ誠に恐縮ですが、アンケート調査にご協力いただければ幸いです。

なお、調査結果は、当委員会における検討資料とするほか、関係者、県民等に公表する予定としております。

平成28年10月 広島県地域保健対策協議会・医薬品の適正使用検討特別委員会

【注意事項】

この調査において、健康食品（サプリメント）とは、次の1〜3全てを満たす食品を言います。

- 1 健康の保持・増進を目的として販売・利用される食品
- 2 野菜、果物、菓子、薬品等その外観、形状等から明らかに食品と認識されるもの以外のもの
- 3 通常の食事とは別に意識的に摂取しているもの

【記入上の注意事項】 該当するものにチェック(☑)を入れ、郵送又はFAXで返信してください。

【返信締切日】 平成28年11月25日(金)

【回答・返信先】

広島県地域保健対策協議会事務局
〒730-0057 広島市東区二葉の里3-2-3
一般社団法人 広島県医師会地域医療課内
TEL 082-568-1511
FAX 082-568-2112

【問合せ先】

広島県健康福祉局薬務課
〒730-8511 広島市中区基町10-52
TEL 082-513-3222 E-mail fuyakumu@pref.hiroshima.lg.jp
FAX 082-211-3006

この調査結果につきましては、平成28年度中に、広島県ホームページへの掲載を予定しております。
(現在は、平成27年度の県民向けアンケート調査結果を掲載しています。)

※掲載先

広島県ホームページ ⇒ 健康食品の利用に係る県民実態調査結果について

健康食品 調査

健康食品の利用実態に関するアンケート

図1 真診療所についてお聞かせください。

(1) 真診療所の所在地はどちらの区域ですか、広島県二次医療圏の区分でお答えください。

エリア	圏域名
<input type="checkbox"/> 1	広島市、安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町
<input type="checkbox"/> 2	広島西、大竹市
<input type="checkbox"/> 3	呉市、江田島市
<input type="checkbox"/> 4	広島中央、東広島市、竹原市、大崎上島町
<input type="checkbox"/> 5	尾三、原市、尾道市、世羅町
<input type="checkbox"/> 6	福山・府中、福山市、府中市、神石高原町
<input type="checkbox"/> 7	備北、三次市、庄原市

図2 真診療所の診療科について、該当するものを選んでください。(複数選択可)

- 1 内科 2 小児科 3 精神科・神経科 4 脳神経外科・神経内科 5 外科・整形外科
- 6 泌尿器科 7 皮膚科 8 産科・婦人科 9 眼科 10 耳鼻咽喉科 11 歯科
- 12 その他 ()

図3 真診療所における健康食品を起因とした健康被害事例についてお聞かせください。

- (1) これまでに健康食品を起因とした健康被害の症例経験がありますか、
- 1 確定事例がある ⇒ (2) から回答 2 疑い事例がある ⇒ (2) から回答
- 3 ない ⇒ 問3から回答

(2) (1) で「確定事例がある」又は「疑い事例がある」と回答した方にお尋ねします。

健康被害にあわれた患者さんについて、

ア どのような健康被害の内容でしたか。

以下に、○確定事例又は疑い事例の性別・年齢・症状・異常所見、診断名等、診断名等 について具体的に記載してください。

- 1 確定事例 疑い事例
- 性別 (男 ・ 女 ・ 不明) 年齢 年代 不明
- 症状、異常所見、診断名等

複数の症例を記載されている場合は、それぞれの場合について、別紙に記載してください。

イ 貴医療機関では、どのように対処されましたか。

- 1 自院で治療 2 他院へ紹介 3 経過観察 4 最寄りの保健所への連絡
- 5 その他 (以下に具体的に記載してください)

ウ どのような健康食品が原因と考えられましたか。(複数回答可)

- 1 ビタミン類 2 ミネラル類 (カルシウム、鉄、マグネシウム等) 3 栄養ドリンク
- 4 汁・青汁類 5 乳酸菌・酵母 6 ブルーベリー・エキース 7 健康茶 8 DHA・EPA
- 9 コラーゲン 10 黒糖 11 グルコサミン 12 ニンニク 13 コエンザイムQ10
- 14 ヒアルロン酸 15 コンドロイチン 16 プラセンタ 17 ルテイン 18 クロレラ
- 19 ローヤルゼリー 20 ウコン 21 イチョウ (葉) エキース 22 プロポリス
- 23 セサミン 24 シジミ 25 朝鮮人参 26 キトサン 27 アガリクス
- 28 薏苡 (レイシ、マンネンタケ) 29 リボ酸 30 ギムネマ 31 不明
- 32 その他 ()

診療所 (医科) 用

問3 健康食品に関する相談内容についてお聞かせください。

(1) 患者から健康食品の利用に関して相談を受けたことはありませんか。

- 1 ある □ 2 ない
⇒ 「1」ある」と回答した方にお尋ねします。

健康食品について、薬局 (薬剤師) に相談したことはありませんか。又は、薬局 (薬剤師) に相談するよう勧めたことがありますか。

- 1 医師から薬局 (薬剤師) に相談したことがある
□ 2 患者に薬局 (薬剤師) に相談するよう勧めたことがある
□ 3 上記のいずれもない

(2) 診療の際に、健康食品を利用しているか患者さんに聞いていますか。(複数回答可)

- 1 受診の都度聞いている □ 2 初診時のみ聞いている □ 3 必要があれば聞いている
□ 4 お薬手帳に記載していないと確認している □ 5 聞いていない

(3) 健康食品の利用について、専門家への相談が必要だと思いますか。

- 1 治療中の患者が利用する場合は、専門家への相談が必要である
□ 2 健康な者が利用する場合も、専門家への相談が望ましい
□ 3 健康食品の利用は自己責任であるため、専門家への相談は必要ない
⇒ 「1」又は「2」を回答した方にお尋ねします。
どのような専門家が相談に応じるのが適当だと思いますか。(複数回答可)
□ 1 かかりつけ医 □ 2 かかりつけ薬剤師 □ 3 看護師 □ 4 栄養士 □ 5 行政機関 (保健所)
□ 6 専門家の関与は不要 □ 7 その他 ()

(4) 健康食品の利用の問題について、多職種連携が必要だと思いますか。

- 1 必要だと思う □ 2 必要だとは思わない
⇒ 差し支えなければ、そう思われる理由を記載してください。

(5) 健康食品の利用状況をお薬手帳に記載できることを知っていますか。

- 1 知っている □ 2 知らなかった

問4 健康食品に関する問題意識についてお聞かせください。

(1) 日常診療において、健康食品に関する問題を感じていますか。

- 1 重大な問題を感じている □ 2 ある程度問題を感じている □ 3 特に問題を感じていない

⇒ 「1」又は「2」を回答した方にお尋ねします

どのような問題を感じていますか。(複数回答可)

- 1 患者が健康食品を利用していることを伝えない □ 2 健康食品の利用が治療の妨げになることがある
□ 3 健康食品の種類が多岐にわたるため、患者から相談されても対応が困難である
□ 4 健康食品を治療目的で利用している □ 5 健康食品に関する情報 (飲み合わせ、安全性等) が少ない
□ 6 県民が不当に高額な健康食品を購入させられている
□ 7 医薬品のような有効成分を期待する健康食品に関する県民への啓発が不十分である
□ 8 本邦の代用として健康食品に頼りすぎている □ 9 健康食品に関する県民への啓発が不十分である
□ 10 その他 (以下に具体的に記載してください。)

(2) 患者が健康食品を利用することで、治療に良い影響があったと考えられる経験はありますか。

- 1 ある □ 2 ない

⇒ がある場合は、以下に具体的に記載してください。

診療所 (医科) 用

(3) 患者が健康食品を利用することで、治療に悪い影響があったと考えられる経験はありますか。

- 1 ある □ 2 ない

⇒ 「1」ある」と回答した方にお尋ねします。

それはどのようなことですか。(複数回答可)

- 1 患者が治療 (病院) を止めたことがある □ 2 処方した薬の服用を止めたことがある
□ 3 治療中の症状が悪化したことがある □ 4 その他 (以下に具体的に記載してください。)

問5 「健康サポート薬局」についてお聞かせください。

健康サポート薬局とは、次のような薬局を言います。(平成 28 年 10 月 1 日から制度が開始されています。)

かかりつけ薬局としての基本的な機能」を持った上で、地域住民の健康の保持・増進を支える機能 (健康サポート機能) を持つ薬局

※1 かかりつけ薬局としての基本的な機能

- ・ 服薬指導の一元的・継続的な対応とそれに基づく薬学的管理・指導を行っている
・ 24 時間対応 (臨時時間外における患者等からの相談応答体制を整備)、在宅対応を行っている
・ かかりつけ医を始めとした医療機関等 (地域包括ケアシステムを構築する医師、介護その他の関係多職種) との連携体制を構築している

※2 健康サポート機能 (主な機能)

- ・ 一般用医薬品や健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言・健康の保持増進に関する相談対応を行っている
・ 住民から健康の保持増進に関する相談を受けた場合は、かかりつけ医と連携して受診勧奨に適切に取り組みしている
・ 住民からの健康の保持増進に関する相談に対し、医師・薬剤師、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、地域包括ケアセンター、行政機関等の連携体制への紹介に取り組んでいる

(1) 「健康サポート薬局」とはどのような薬局か知っていましたか。

- 1 健康サポート薬局について知っており、既に連携している
□ 2 どのような薬局か知っていたが、健康サポート薬局とは連携していない
□ 3 聞いたことはあるが、どのような薬局か知らなかった
□ 4 聞いたこともなく、どのような薬局か知らなかった

(2) 今後、患者からの健康食品の利用に関する相談があった場合、健康サポート薬局を活用したいと思いますか。

- 1 健康サポート薬局と連携し、活用したい
□ 2 健康サポート薬局を活用したいが、連携までは考えていない
□ 3 健康サポート薬局を活用したくない
⇒ 3 と回答された方は、その理由を以下に記載してください。

健康食品 (サプリメントを含む) に関して、使用上の注意など、御意見、お気づきの点などがあれば、御自由にお書きください。

最後に、回答に遅れがないか、もう一度確認をお願いします。確認チェック ⇒ □

***** 質問は以上です。ご協力ありがとうございました。*****

健康食品の利用実態に関するアンケート

調査の目的

平成27年度の本委員会の実民アンケート調査結果によると、回答者の72.2%の人が健康食品の利用経験があり、そのうち42%の人が現在も毎日利用していることが分かりました。また、健康食品の利用により、「処方薬の服用を止めたことがある」又は「通院を止めたことがある」と回答した人が2.5%おり、さらに健康食品の利用により体調不良を感じたことがある人が7.2%いることも分かりました。

このような結果から、県民の間で健康食品の利用が一気に普及し、中には治療への悪影響や体調不良を誘発する懸念がある実態が判明しました。

そこで、今年度当委員会では、医療・介護従事者の方を対象として、更なる調査を行い、医療・介護の専門家の方々から見た健康食品の利用による健康被害の実態などを把握することとしました。

ご多忙のところ誠に恐縮ですが、アンケート調査にご協力いただければ幸いです。
なお、調査結果は、当委員会における検討資料とするほか、関係者、県民等に公表する予定とされておりません。

平成28年10月 広島県地域保健対策協議会・医薬品の適正使用検討特別委員会

【注意事項】

この調査において、健康食品（サプリメント）とは、次の1～3全てを満たす食品を言います。

- 1 健康の保持・増進を目的として販売・利用される食品
- 2 野菜、果物、薬材、調理品等その外観、形状等から明らかに食品と認識されるもの以外のもの
- 3 通常の食事とは別に意識的に摂取しているもの

【記入上の注意事項】 該当するものにチェック(☑)を入れ、郵送又はFAXで返信してください。

【返信締切日】 平成28年11月25日（金）

【回答・返信先】 広島県地域保健対策協議会事務局
〒732-0057 広島市東区二葉の里3-2-3
一般社団法人 広島県医師会地域医療課内
TEL 082-568-1511
FAX 082-568-2112

【問合せ先】 広島県健康福祉局薬務課
〒730-8511 広島市中区基町10-52
TEL 082-513-3222 E-mail fuyakumu@pref.hiroshima.lg.jp
FAX 082-211-3006

この調査結果につきましては、平成29年度中に、広島県ホームページへの掲載を予定しています。
（現在は、平成27年度の県民向けアンケート調査結果を掲載しています。）

※掲載先 広島県ホームページ ⇒ 健康食品の利用に係る県民実態調査結果について



健康食品の利用実態に関するアンケート

問1 貴診療所についてお伺いします。

貴診療所の所在地はどちらの区域ですか。広島県二次医療圏の区分でお答えください。

エリア	圏内市町
□ 1	広島市、安芸高田市、府中町、池田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町
□ 2	広島西、大竹市、廿日市市
□ 3	呉、江田島市
□ 4	広島中央、東広島市、竹原市、大崎上島町
□ 5	尾三、三原市、尾道市、世羅町
□ 6	福山・府中、福山市、府中市、神石高原町
□ 7	備北、三次市、庄原市

問2 貴診療所における健康食品を起因とした健康被害事例についてお伺いします。

(1) これまでに健康食品を起因とした健康被害の症例経験がありますか。

- 1 確定事例がある ⇒ (2) から回答 □ 2 疑い事例がある ⇒ (2) から回答
□ 3 ない ⇒ 問3から回答

複数の症例を認識されている場合は、**左列の症例について、別紙に記載してください。**

(2) (1) で「確定事例がある」又は「疑い事例がある」と回答した方にお尋ねします。健康被害にあわれた患者さんについて、

以下に、**○確定又は疑い別の別**、**○性別**、**○年齢**、**○現状**、**○住所**、**○診断名等** について具体的に認識してください。

- 確定事例 □ 疑い事例
○性別 (□男・□女・□不明) ○年齢 歳 (又は 歳代) □不明
○症状、異所所見、診断名等

- イ 貴医療機関では、どのように対応されましたか。
□ 1 日院で治療 □ 2 他医へ紹介 □ 3 経過観察 □ 4 最寄りの保健所への連絡
□ 5 その他 (以下に具体的に記載してください。)

ウ どのような健康食品が原因と考えられましたか。(複数回答可)

- 1 ビタミン類 □ 2 ミネラル類 (カルシウム、鉄、マグネシウム等) □ 3 栄養ドリンク
□ 4 骨汁・骨末若菜 □ 5 乳酸菌・酵母 □ 6 ブルーベリー-エキス □ 7 健康茶 □ 8 BHA・EPA
□ 9 コラーゲン □ 10 黒酢 □ 11 タルコサミン □ 12 ニンニク □ 13 コエンザイムQ10
□ 14 ヒアルロン酸 □ 15 コンドロイチン □ 16 プラセンタ □ 17 ルテイン □ 18 クロレラ
□ 19 ローヤルゼリー □ 20 ウコン □ 21 イチョウウ (葉) エキス □ 22 プロポリス
□ 23 セサミン □ 24 シジミ □ 25 朝鮮人参 □ 26 キトサン □ 27 アガリクス
□ 28 亜芝 (レイシ、マンネンタケ) □ 29 リボ酸 □ 30 ゼムネマ □ 31 不明
□ 32 その他 ()

診療所（歯科）用

問3 健康食品に関する相談応答についてお聞かせください。

(1) 患者から健康食品の利用に関して相談を受けたことはありますか。

- 1 ある □ 2 ない
⇒ 「1 ある」と回答した方にお尋ねします。

健康食品について、薬局（薬剤師）に相談したことはありますか。又は、薬局（薬剤師）に相談するよう勧めたことがありますか。

- 1 薬剤師から薬局（薬剤師）に相談したことがある
□ 2 患者に薬局（薬剤師）に相談するよう勧めたことがある
□ 3 上記のいずれもない

(2) 診療の際に、健康食品を利用しているか患者さんについていますか。（複数回答可）

- 1 受診の初回のみ □ 2 初診時のみ聞いている □ 3 必要があれば聞いている
□ 4 お薬手帳に記載していれば確認している □ 5 聞いていない

(3) 健康食品の利用について、専門家への相談が必要だと思いますか。

- 1 治療中の患者が利用する場合は、専門家への相談が必要である
□ 2 健康な者が利用する場合は、専門家への相談が望ましい
□ 3 健康食品の利用は自己責任であるため、専門家への相談は必要ない
⇒ 「1」又は「2」と回答した方にお尋ねします。
どのような専門家が相談にのびるのが適当だと思いますか。（複数回答可）
□ 1 かかりつけ医（歯科医含む） □ 2 かかりつけ薬剤師 □ 3 看護師 □ 4 栄養士
□ 5 行政機関（保健所） □ 6 専門家の相互は不要 □ 7 その他（

(4) 健康食品の利用の把握について、多職種連携が必要だと思いますか。

- 1 必要だと思う □ 2 必要とは思わない
⇒ 差し支えなければ、そう思われる理由を記載してください。

(5) 健康食品の利用状況をお薬手帳に記載できることを知っていますか。

- 1 知っている □ 2 知らなかった

問4 健康食品に関する問題認識についてお聞かせください。

(1) 日常診療において、健康食品に関する問題を感じていますか。

- 1 重大な問題を感じている □ 2 ある程度問題を感じている □ 3 軽微な問題を感じていない
⇒ 「1」又は「2」を回答した方にお尋ねします

どのような問題を感じていますか。（複数回答可）

- 1 患者が健康食品を利用していることを伝えない □ 2 健康食品の利用が治療の妨げになることがある
□ 3 健康食品の種類が多様多様であり、患者から相談されても対応が困難である
□ 4 健康食品を治療目的で利用している □ 5 健康食品に関する情報（飲み合わせ、安否性等）がわからない
□ 6 根拠が不十分で健康食品を勧誘する
□ 7 医薬品のような効果効果を標榜する健康食品の広告が多い
□ 8 食事の代用として健康食品に頼りすぎている □ 9 健康食品に関する県民への啓発が不十分である
□ 10 その他（以下に具体的に記載してください。）

(2) 患者が健康食品を利用することで、治療に良い影響があったと考えられる経験はありますか。

- 1 ある □ 2 ない
⇒ ある場合は、以下に具体的に記載してください。

診療所（歯科）用

(3) 患者が健康食品を利用することで、治療に悪い影響があったと考えられる経験はありますか。

- 1 ある □ 2 ない
⇒ 「1 ある」と回答した方にお尋ねします。

それはどのようなことですか。（複数回答可）

- 1 患者が治療（補綴）を止めたことがある □ 2 処方した薬の服用を止めたことがある
□ 3 治療中の症状が悪化したことがある
□ 4 その他（以下に具体的に記載してください。）

問5 「健康サポート薬局」についてお聞かせください。

健康サポート薬局とは、次のような薬局を言います。（平成28年10月1日から制度が開始されています。）

かかりつけ薬局としての基本的な機能^{※1} を持った上で、地域住民の健康の保持・増進を支援する機能（健康サポート機能^{※2}）を持つ薬局

※1 かかりつけ薬局としての基本的な機能
・服薬指導の一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導を行っている
・24時間対応（問診時間外における患者等からの相談応答体制を整備） 在宅対応を行っている
・かかりつけ医を始めとした医療機関等（地域包括ケアシステムを構築する医師、介護その他の関係多職種）との連携体制を構築している

※2 健康サポート機能（主な機能）
・一般用医薬品や健康食品等の安全かつ適切な使用に関する助言・健康の保持増進に関する相談対応を行っている
・住民から健康の保持増進に関する相談を受けた場合は、かかりつけ医と連携して受診勧奨に適切に関わり組んでいる
・住民からの健康の保持増進に関する相談に対し、医師報酬、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、行政機関等の連携機関への紹介に取り組んでいる

(1) 健康サポート薬局とはどのような薬局か知っていましたか

- 1 健康サポート薬局について知っており、既に連携している
□ 2 どのような薬局か知っていたが、健康サポート薬局とは連携していない
□ 3 聞いたことはあるが、どのような薬局か知らなかった
□ 4 聞いたこともなく、どのような薬局か知らなかった

(2) 今後、患者からの健康食品の利用に関する相談があった場合、健康サポート薬局を活用したいと思いませんか。

- 1 健康サポート薬局と連携し、活用したい
□ 2 健康サポート薬局を活用したいが、連携までは考えていない
□ 3 健康サポート薬局を活用したくない
⇒ おと回答された方は、その理由を以下に記載してください。

※健康食品（サプリメントを含む）に関して、使用上の注意など、御意見、お気づきの点などがあれば、御自由にお書きください。

最後に、回答に漏れがないか、もう一度確認をお願いします。確認チェック ⇒ □

***** 質問は以上です。ご協力ありがとうございました。*****

健康食品の利用実態に関するアンケート

調査の目的

平成27年度の本委員会の県民アンケート調査結果によると、回答者の72.2%の人が健康食品の利用経験があり、そのうち42%の人が現在も毎日利用していることが分かりました。また、健康食品の利用により、「処方薬の服用を止めたことがある」又は「通院を止めたことがある」と回答した人が2.5%おり、さらに健康食品の利用により体調不良を感じたことがある人が1.2%いることも分かりました。

このような結果から、県民の間に健康食品の利用が一般に普及し、中には治療への悪影響や体調不良を誘発する懸念がある実態が判明しました。

そこで、今年度当委員会では、医療・介護従事者の方を対象として、更なる調査を行い、医療・介護の専門家の方々から見た健康食品の利用による健康被害の実態などを把握することとしました。

ご多忙のところ誠に恐縮ですが、アンケート調査にご協力いただければ幸いです。

なお、調査結果は、当委員会における検討資料とするほか、関係者、県民等に公表する予定とされており。

平成28年10月 広島県地保健対策協議会・医薬品の適正使用検討特別委員会

【注意事項】

この調査において、健康食品（サプリメント）とは、次の1～3全てを満たす食品を言います。

- 1 健康の保持・増進を目的として販売・利用される食品
- 2 野菜、果物、菓子、調理品等その外観、形状等から明らかに食品と認識されるもの以外のもの
- 3 通常の食事とは別々に摂取しているもの

【記入上の注意事項】 該当するものにチェック(☑)を入れ、郵送又はFAXで返信してください。

【返信締切日】 平成28年11月25日（金）

【回答・返信先】 公益社団法人広島県薬剤師会
〒730-8601 広島市中区富士見町11-4-2
TEL 082-246-4317
FAX 082-249-4589

【問合せ先】 広島県健康福祉局薬務課
〒730-8611 広島市中区基町10-52
TEL 082-513-3222 E-mail fuyakunmu@pref.hiroshima.lg.jp
FAX 082-211-3006

この調査結果につきましては、平成28年度中に、広島県ホームページへの掲載を予定しています。
(現在は、平成27年度の県民向けアンケート調査結果を掲載しています。)

※掲載先

広島県ホームページ ⇒ 健康食品の利用に係る県民実態調査結果について

健康食品 調査



健康食品の利用実態に関するアンケート

問1 貴薬局についてお伺いします。

(1) 貴薬局の所在地はどちらの区域ですか。広島県二次医療圏領域の区分をお答えください。

チェック欄	圏域名
<input type="checkbox"/> 1	広島 広島市、安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、固成内市町
<input type="checkbox"/> 2	広島西 大竹市、廿日市市
<input type="checkbox"/> 3	呉 呉市、江田島市
<input type="checkbox"/> 4	広島中央 東広島市、竹原市、大崎上島町
<input type="checkbox"/> 5	尾三 三原市、尾道市、世羅町
<input type="checkbox"/> 6	福山・府中 福山市、府中市、神石高原町
<input type="checkbox"/> 7	備北 三次市、庄原市

(2) 貴薬局の業務形態を教えてください。

- 1 処方箋必須業務が主体であり、製剤・一般用医薬品、健康食品はほとんど取り扱っていない
- 2 処方箋必須業務が主体であるが、製剤・一般用医薬品、健康食品を多少取り扱っている
- 3 処方箋必須業務も行う、同程度に製剤・一般用医薬品、健康食品の販売を行っている
- 4 処方箋必須業務は少なく、製剤・一般用医薬品、健康食品の販売が主体である

(3) 貴薬局に従事する常勤薬剤師の人数を教えてください。

- 1 1人
- 2 2人
- 3 3~5人
- 4 6人以上

問2 貴薬局における健康食品への対応についてお伺いします。

(1) 薬局（処方箋不要）の際に、健康食品を利用しているか薬局に聞いているか。（問診票を含む）

- 1 薬局の初年度から
- 2 初年度以降のみ聞いている
- 3 必要に応じて（治療内容の変更の場合等）聞いている
- 4 お薬手帳に記載していただければ確認している
- 5 聞いていない
- 6 その他（以下に具体的に記載してください）

(2) 薬局から健康食品の利用に関して相談を受けたことはありませんか。

- 1 ある
 - 2 ない
- ⇒ある場合は、以下の相談内容について、該当するものに○をしてください。（複数回答可）
- 1 健康食品の効能効果
 - 2 医薬品との飲み合わせ
 - 3 複数の健康食品の利用に関する相談
 - 4 健康食品の広告（各種媒体）に関する相談
 - 5 健康被害に関する相談
 - 6 その他（以下に具体的に記載してください）

(3) これまでに薬局対応時（処方箋不要、一般来店）に不適切な健康食品の利用を発見した経験がありますか。

- 1 ある
 - 2 ない
- ⇒不適切な利用事例の発見の有無
- 1 医薬品との相互作用
 - 2 健康食品の医薬品的な利用
 - 3 摂取目安量を超えた過剰摂取
 - 4 多量の健康食品の同時摂取
 - 5 業者からの不当な販売
 - 6 その他（以下に具体的に記載してください）
- ⇒ある場合は、発見した不適切な利用事例について、該当するものに○をしてください。（複数回答可）

薬局用

- イ 発見した不適切な利用事例における健康食品の種類
アで「1 あり」と回答した薬局にお尋ねします。
どのような健康食品を利用していましたか。(複数回答可)
1 ビタミン類 2 ミネラル類(カルシウム、鉄、マグネシウム等) 3 栄養ドリンク
4 骨汁・骨末若葉 5 乳酸菌・酵母 6 プルーン・ペリー-エキス 7 健康茶 8 DHA・EPA
9 コラーゲン 10 黒酢 11 グルコサミン 12 ニンニク 13 コエンザイムQ10
14 ヒアルロン酸 15 コンドロイチン 16 プラセンタ 17 ルテイン 18 クロレラ
19 ローヤルゼリー 20 ウコン 21 イチョウ(葉) エキス 22 プロポリス
23 セサミン 24 シジミ 25 朝鮮人參 26 キトサン 27 アガリクス
28 靈芝(レイシ、マンネンタケ) 29 リゾ酸 30 キムチ 31 不明
32 その他()
商品名:

- (4) 健康食品の利用による健康被害について薬局・住民から連絡を受けたことはありますか。
ア 連絡応答の有無
1 あり 2 ない
イ 連絡があった健康被害に係る対応状況
アで「1 あり」と回答した薬局にお尋ねします。
a) どのような症状を訴えられましたか。(複数回答可)
1 発熱 2 頭痛 3 腹痛・下痢 4 吐き気 5 倦怠感 6 めまい 7 発疹
8 その他(以下に具体的に記載してください。)

- b) 貴薬局では、どのように対応されましたか。(複数回答可)
1 最寄りの医師・薬剤師への受診・相談 2 自薬局のみでの対応(明言等) 3 最寄りの保健所への連絡
4 その他(以下に具体的に記載してください。)

- (5) 健康食品について、他の専門職から相談を受けたことはありますか。
1 あり 2 ない
ある場合は、その職種について、該当するものに○をしてください。(複数回答可)
1 医師 2 歯科医師 3 (准)看護師 4 栄養士 5 介護支援専門員
6 その他()

- (6) これまでに在宅薬剤管理指導(訪問薬剤管理指導又は居宅介護管理指導)を行ったことはありますか。
1 あり 2 ない
ある場合は、次の質問にお答えください。
これまでの在宅薬剤管理指導時に不適切な健康食品の利用を確認したことはありますか。
1 あり 2 ない

- (7) 健康食品の利用について、専門家への相談が必要だと思いませんか。
1 治療中の患者が利用する場合は、専門家への相談が必要である
2 健康食品が利用する場合は、専門家への相談が望ましい
3 健康食品の利用は自己責任であるため、専門家への相談は必要ない
⇒「1 又は 2」と回答した方にお尋ねします。
どのような専門家相談に感じるが適切だと思いませんか。(複数回答可)

薬局用

- 1 かかりつけ医(内科医含む) 2 薬剤師 3 看護師 4 栄養士 5 行政機関(保健所)
6 専門家の関与は不要 7 その他()
(8) 健康食品の利用の把握について、多職種連携が必要だと思いませんか。
1 必要だと思う 2 必要だとは思わない
⇒差し支えなければ、そう思われる理由を記載してください。

- (9) 来局患者に対し、健康食品の利用状況をお手帳に記録することを勧めていますか。
1 勧めている 2 現在は勧めていないが、今後勧めたい 3 対応が困難なため、勧めていない

- 問 3 健康食品に関する問題認識についてお伺いします。
日常生活において、健康食品に関する問題を感じていますか。(複数回答可)
⇒「1 又は 2」を回答した方にお尋ねします
1 重大な問題を感じている 2 ある程度問題を感じている 3 特に問題を感じていない
どのような問題を感じていますか。(複数回答可)
1 他者が健康食品を利用していることを伝えたい
2 健康食品の利用が治療の妨げになることがある
3 健康食品の種類が多様で、患者から相談されても対応が困難である
4 健康食品を治療目的で利用している
5 健康食品に関する情報(飲み合わせ、安全性等)が少ない
6 果民が不当に高額な健康食品を購入させられている
7 医薬品のような効果効果を標榜する虚偽誇大な広告が多い
8 食事の代用として健康食品に頼りすぎている
9 健康食品に関する県民への啓発が不十分である
10 その他(以下に具体的に記載してください。)

- 問 4 「健康サポート薬局」についてお伺いします。
(1) 健康サポート薬局制度を知っていますか。
1 健康サポート薬局であり、既に地域の関係機関との連携体制を構築している
2 どのような薬局が知っているが、地域の関係機関との連携体制は構築していない
3 聞いたことはあるが、どのような薬局が知らない
4 聞いたこともなく、どのような薬局が知らない

- (2) 健康サポート薬局の保健所への届出状況について
1 届出を行っている 2 届出を行うことを検討中 3 届出をする予定はない

※健康食品(サプリメントを含む)に関して、使用上の注意など、御覧見、お気づきの点などがあれば、御自由にお書きください。

最後に、回答に誤りがないか、もう一度確認をお願いします。確認チェック ⇒

*****質問は以上です。ご協力ありがとうございました。*****

健康食品の利用実態に関するアンケート

調査の目的

平成27年度の本委員会の県民アンケート調査結果によると、回答者の72.2%の人が健康食品の利用経験があり、そのうち42%の人が現在も毎日利用していることが分かりました。また、健康食品の利用により、「処方薬の服用を止めたことがある」と回答した人が2.5%おり、さらに健康食品の利用により体調不良を感じたことがある人が7.2%いることも分かりました。

このような結果から、県民の間には健康食品の利用が一般に普及し、中には治療への悪影響や体調不良を誘発する懸念がある実態が判明しました。

そこで、今年度当委員会では、医療・介護従事者の方を対象として、更なる調査を行い、医療・介護の専門家の方々から見た健康食品の利用による健康被害の実態などを把握することとしました。

ご多忙のところ誠に恐縮ですが、アンケート調査にご協力いただければ幸いです。なお、調査結果は、当委員会における検討資料とするほか、関係者、県民等に公表する予定としております。

平成28年10月 広島県地域保健対策協議会・医薬品の適正使用検討特別委員会

【注意事項】

この調査において、健康食品（サプリメント）とは、次の1～3全てを満たす食品を言います。

- 1 健康の保持・増進を目的として販売・利用される食品
- 2 野菜、果物、菓子、調理品等その外觀、形状等から明らかに食品と認識されるもの以外のもの
- 3 通常の食事とは別に意識的に摂取しているもの

【記入上の注意事項】該当するものにチェック(○)を入れ、郵送又はFAXで返信してください。

【返信締切日】 平成28年11月25日（金）

【回答・返信先】 広島県健康福祉局業務課
〒730-8511 広島市中区基町10-52
TEL 082-513-3222 E-mail fuyakumu@pref.hiroshima.lg.jp
FAX 082-211-3006

【問合せ先】 同上

この調査結果につきましては、平成28年度中に、広島県ホームページへの掲載を予定しています。
現在は、平成27年度の県民向けアンケート調査結果を掲載しています。）

※掲載先

広島県ホームページ ⇒ 健康食品の利用に係る県民実態調査結果について

健康食品 調査 検索

健康食品の利用実態に関するアンケート

問1 貴ステーションの所在地についてお伺いします。

(1) 貴ステーションの所在地はどちらの区域ですか。広島県二次医療圏の区分でお答えください。

エリア	圏域名
<input type="checkbox"/> 1	広島市、安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町
<input type="checkbox"/> 2	広島西、大竹市、廿日市市
<input type="checkbox"/> 3	呉、東広島市、竹原市、大府上島町
<input type="checkbox"/> 4	広島中央、三原市、尾道市、世羅町
<input type="checkbox"/> 5	尾三、福山・府中、神石高原町
<input type="checkbox"/> 6	備北
<input type="checkbox"/> 7	三次市、庄原市

(2) 貴ステーションに就労する訪問看護師の人数（実人数）をお答えください。（平成28年10月31日現在）

1 5人以下 2 6~10人 3 11人~20人 4 21人以上

(3) 貴ステーションの利用者数を教えてください。（平成28年10月分）

1 1~50人 2 51~100人 3 101人~150人 4 151人~200人 5 200人以上

問2 貴ステーション利用者から健康食品の利用に関して相談を受けたことはありますか。

1 ある 2 ない

⇒ある場合は受け付けた相談内容について、該当するものに○をしてください。（複数回答可）

- 1 健康食品の効能効果 2 医薬品との飲み合わせ 3 複数の健康食品の利用に関する相談
- 4 健康食品の広告（各種媒体）に関する相談 5 健康被害に関する相談
- 6 その他（以下に具体的に記載してください。）

(2) これまでの訪問看護業務の間に、不適切と考えられる健康食品の利用を発見した経験がありますか。

1 ある 2 ない

⇒ある場合は、「ア 発見した不適切と考えられる利用事例」及び「イ 発見時の対応状況」について、該当するものに○をしてください。（複数回答可）

ア 発見した不適切と考えられる利用事例

- 1 医薬品との相互作用 2 健康食品の医薬品的な利用 3 摂取目安量を超えた過剰摂取
- 4 多量の健康食品の同時摂取 5 業者からの不当な販売
- 6 その他（以下に具体的に記載してください。）

イ 発見時の対応状況（複数回答可）

- 1 医師機関（主治医）への報告 2 担当薬局（薬剤師）への報告 3 最寄りの保健所への連絡
- 4 その他（以下に具体的に記載してください。）

訪問看護ステーション用

(3) これまでの訪問看護業務の際に、健康食品によると考えられる健康被害について、患者から相談を受けた。又は発見した被害はありますか。

- ア 経路の有無 1 ある 2 ない
- イ 健康被害に係る対応状況
 アで「1 あり」と回答した訪問看護ステーションにお尋ねします。
 a) どのような症状を訴えられましたか。(複数回答可)
 1 発熱 2 頭痛 3 腹痛・下痢 4 吐き気 5 倦怠感 6 めまい 7 発疹
 8 その他 (以下に具体的に記載してください。)

- b) 貴訪問看護ステーションでは、どのように対応されましたか。(複数回答可)
 1 医師機関(主治医)への報告 2 担当薬局(薬剤師)への報告 3 最寄りの保健所への連絡
 4 その他 (以下に具体的に記載してください。)

(4) 健康食品の利用について、専門家への相談が必要だと思いませんか。

- 1 治療中の患者が利用する場合は、専門家への相談が必要である
 2 健康食品が利用する場合も、専門家への相談が望ましい
 3 健康食品の利用は自己責任であるため、専門家への相談は必要ない
 ⇒ 1又は2)と回答した方にお尋ねします。
 どのような専門家が相談に応じるのが適当だと思いませんか。(複数回答可)
 1 かかりつけ医(内科医含む) 2 かかりつけ薬剤師 3 看護師 4 栄養士
 5 行政機関(保健所) 6 専門家の関与は不要 7 その他()

(5) 健康食品の利用の把握について、多職種連携が必要だと思いませんか。

- 1 必要だと思う 2 必要とは思わない
 ⇒ 差し支えなければ、そう思われる理由を記載してください。

問3. 健康食品に関する問題認識についてお伺いします。

- 日常生活において、健康食品に関する問題を感じていますか。
 1 重大な問題を感じている 2 ある程度問題を感じている 3 特に問題を感じていない
 ⇒ 1又は2)を回答した方にお尋ねします
 どのような問題を感じていますか。(複数回答可)
 1 患者が健康食品を利用していることを伝えない 2 健康食品の利用が治療の妨げになることがある
 3 健康食品の種類が多岐多様であり、患者から相談されても対応が困難である
 4 健康食品を治療目的で利用している 5 健康食品に関する情報(飲み合わせ、安全性等)が少ない
 6 見込みが不当に高額な健康食品を購入させられている
 7 医薬品のような効能効果を標榜する虚偽誇大な広告が多い
 8 食事の代用として健康食品に頼りすぎている 9 健康食品に関する国民への啓発が不十分である
 10 その他 (以下に具体的に記載してください。)

訪問看護ステーション用

問4. 「健康サポート薬局」についてお聞かせします。

「健康サポート薬局」とは、次のような薬局を言います。(平成28年10月1日から制度が開始されています。)

かかりつけ薬局としての基本的な機能^{※1}を保持した上で、地域住民の健康の維持・増進を支援する機能(健康サポート機能^{※2})を持つ薬局

- ※1 かかりつけ薬局としての基本的な機能
 ・服薬指導の一元的・継続的な実施とそれに基づく薬学的管理・指導を行っている
 ・24時間対応(閉店時間内における患者等からの相談応答体制を整備)、在宅対応を行っている
 ・かかりつけ医を始めとした医師機関等(地域包括ケアシステムを構築する医師、介護その他の関係多職種)との連携体制を整備している

- ※2 健康サポート機能(主な機能)
 ・一般用医薬品や健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言・健康の保持増進に関する相談対応を行っている
 ・住民から健康の保持増進に関する相談を受けた場合は、かかりつけ医と連携して受診勧奨に適切に取り組んでいる
 ・住民からの健康の保持増進に関する相談に対し、医師機関、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、行政機関等の連携機関への紹介に取り組んでいる

(1) 「健康サポート薬局」とはどのような薬局が知っていましたか。

- 1 健康サポート薬局について知っており、既に連携している
 2 どのような薬局か知っていたが、健康サポート薬局とは連携していない
 3 聞いたことはあるが、どのような薬局か知らなかった
 4 聞いたこともなく、どのような薬局か知らなかった

(2) 今後、患者からの健康食品の利用に関する相談があった場合、健康サポート薬局を活用したいと思いませんか。

- 1 健康サポート薬局と連携し、活用したい
 2 健康サポート薬局を活用したいが、連携までは考えていない
 3 健康サポート薬局を活用したくない
 ⇒3と回答された方は、その理由を以下に記載してください。

※健康食品(サプリメントを含む)に関して、使用上の注意など、御意見、お気づきの点などがあれば、御自由にお書きください。

最後に、回答に遅れがないか、もう一度確認をお願いします。確認チェック ⇒

***** 質問は以上です。ご協力ありがとうございます。*****

健康食品の利用実態に関するアンケート

調査の目的

平成27年度の本委員会の県民アンケート調査結果によると、回答者の72.2%の人が健康食品の利用経験があり、そのうち42%の人が現在も毎日利用していることが分かりました。また、健康食品の利用により、「処方薬の服用を止めたことがある」又は「通院を止めたことがある」と回答した人が2.6%おり、さらに健康食品の利用により体調不良を感じたことがある人が7.2%いることも分かりました。

このような結果から、県民の間に健康食品の利用が一般に普及し、中には治療への悪影響や体調不良を誘発する懸念がある実態が判明しました。

そこで、今年度委員会では、医療・介護従事者の方を対象として、更なる調査を行い、医療・介護の専門家の方々から見た健康食品の利用による健康被害の実態などを把握することとしました。

ご多忙のところ誠に恐縮ですが、アンケート調査にご協力いただければ幸いです。
なお、調査結果は、当委員会における検討資料とするほか、関係者、県民等に公表する予定としております。

平成28年10月 広島県地域保健対策協議会・医薬品の適正使用検討特別委員会

【注意事項】

- 1 この調査において、健康食品（サプリメント）とは、次の1～3全てを満たす食品を言います。
- 1 健康の保持・増進を目的として販売・利用される食品
- 2 野菜、果物、菓子、調理品等その外観、形状等から明らかに食品と認識されるもの以外のもの
- 3 通常の食事とは別に意識的に摂取しているもの

【記入上の注意事項】 該当するものにチェック(☑)を入れ、郵送又はFAXで返信してください

【返信締切日】 平成28年11月25日(金)

【回答・返信先】 広島県健康福祉局薬務課
〒730-8511 広島市中区基町10-52
TEL 082-513-3222 E-mail fuyakumu@pref.hiroshima.lg.jp
FAX 082-211-3006

【問合せ先】 同上

この調査結果につきましては、平成29年度中に、広島県ホームページへの掲載を予定しています。
現在は、平成27年度の県民向けアンケート調査結果を掲載しています。

※掲載先 広島県ホームページ ⇒ 健康食品の利用に係る県民実態調査結果について  健康食品 調査 検索

健康食品の利用実態に関するアンケート

問1 貴事業所についてお伺いします。

(1) 貴事業所の所在地はどちらの区域ですか。広島県二次医療圏別の区分でお答えください。

エリア	圏域名	圏域内市町
<input type="checkbox"/> 1	広島	広島市、安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町
<input type="checkbox"/> 2	広島西	大竹市、廿日市市
<input type="checkbox"/> 3	呉	呉市、江田島市
<input type="checkbox"/> 4	広島中央	東広島市、竹原市、大崎上島町
<input type="checkbox"/> 5	尾三	三原市、尾道市、世羅町
<input type="checkbox"/> 6	福山・府中	福山市、府中市、神石高原町
<input type="checkbox"/> 7	備北	三次市、庄原市

(2) 貴事業所の設置主体を教えてください。

1 市町 2 医師会 3 看護協会 4 医療法人 5 社会福祉法人 6 その他 ()

(3) 貴事業所の職員数(実人数)を教えてください。(平成28年10月31日現在)

1 5人以下 2 6~10人 3 11人~20人 4 21人以上

(4) 貴事業所の利用者数を教えてください。(平成28年10月分)

1 1~50人 2 51~100人 3 101人~150人 4 151人~200人 5 200人以上

問2 貴事業所における健康食品への対応についてお伺いします。

(1) 貴事業所利用者から健康食品の利用に関して相談を受けたことはありますか。

1 ある 2 ない

⇒ある場合は受け付けた相談内容について、該当するものに○をしてください。(複数回答可)

- 1 健康食品の効能効果 2 医薬品との飲み合わせ 3 複数の健康食品の利用に関する相談
- 4 健康食品の広告(各種媒体)に関する相談 5 健康被害に関する相談
- 6 その他(以下に具体的に記載してください。)

(2) これまでの居宅介護支援業務の際に、不適切と考えられる健康食品の利用を発見した経験がありますか。

1 ある 2 ない

⇒ある場合は、「ア 発見した不適切と考えられる利用事例」及び「イ 発見時の対応状況」について、該当するものに○をしてください。(複数回答可)

- ア 発見した不適切と考えられる利用事例
 - 1 医薬品との相互作用 2 健康食品の医薬品的な利用 3 摂取目安量を超えた過剰摂取
 - 4 多種類の健康食品の同時摂取 5 業者からの不当な販売
 - 6 その他(以下に具体的に記載してください。)

イ 発見時の対応状況(複数回答可)

- 1 医師機関(主治医)への報告 2 担当薬局(薬剤師)への報告 3 担当看護師への報告
- 4 最寄りの保健所への連絡
- 5 その他(以下に具体的に記載してください。)

居宅介護支援事業所用

(3) これまでの居宅介護業務の際に、健康食品によると考えられる健康被害について、利用者から相談を受けた、又は発現した経験がありますか。

- ア 経験の有無
- 1 ある
 - 2 ない
- イ 健康被害に係る対応状況
- アで「1 ある」と回答した居宅介護支援事業所にお尋ねします。
- a) どのような症状を訴えられましたか。(複数回答可)
- 1 発熱
 - 2 頭痛
 - 3 腹痛
 - 4 吐き気
 - 5 倦怠感
 - 6 めまい
 - 7 発疹
 - 8 その他 (以下に具体的に記載してください。)

b) 貴居宅介護支援事業所では、どのように対応されましたか。(複数回答可)

- 1 医療機関(主治医)への報告
- 2 担当薬剤師(薬剤師)への報告
- 3 最寄りの保健所への連絡
- 4 その他 (以下に具体的に記載してください。)

(4) 健康食品の利用について、専門家への相談が必要だと思いませんか。

- 1 治療中の患者が利用する場合は、専門家への相談が必要である
 - 2 健康な者が利用する場合も、専門家への相談が望ましい
 - 3 健康食品の利用は自己責任であるため、専門家への相談は必要ない
- ⇒ 1「又は2」と回答した方にお尋ねします。
- どのような専門家が相談に応じるのが適当だと思いませんか。(複数回答可)
- 1 かかりつけ医(内科医含む)
 - 2 かかりつけ薬剤師
 - 3 看護師
 - 4 栄養士
 - 5 行政機関(保健所)
 - 6 専門家の関与は不要
 - 7 その他

(5) 健康食品の利用の把握について、多職種連携が必要だと思いませんか。

- 1 必要だと思う
 - 2 必要とは思わない
- ⇒ 差し支えなければ、そう思われる理由を記載してください。

問3 健康食品に関する問題認識についてお伺いします。

- 日常生活において、健康食品に関する問題を感じていますか。
- 1 重大な問題を感じている
 - 2 ある程度問題を感じている
 - 3 軽微な問題を感じていない
- ⇒ 1「又は2」を回答した方にお尋ねします
- どのような問題を感じていますか。(複数回答可)
- 1 利用者が健康食品を利用していることを伝えない
 - 2 健康食品の利用が治療の妨げになることがある
 - 3 健康食品の種類が多様であり、利用者から相談されても対応が困難である
 - 4 健康食品を治療目的で利用している
 - 5 健康食品に関する情報(飲み合わせ、安全性等)が少ない
 - 6 果実が不当に高価な健康食品を購入させられている
 - 7 医薬品のような効果・効果を標榜する虚偽誇大な広告が多い
 - 8 食事の代用として健康食品に頼りすぎている
 - 9 健康食品に関する果実への啓発が不十分である
 - 10 その他 (以下に具体的に記載してください。)

居宅介護支援事業所用

問4 「健康サポート薬局」についてお伺いします。

「健康サポート薬局」とは、次のような薬局を言います。(平成28年10月1日から制度が開始されています。)

かかりつけ薬局としての基本的な機能³⁾ を持った上で、地域住民の健康の維持・増進を支援する機能(健康サポート機能⁴⁾) を持つ薬局

- ※1 かかりつけ薬局としての基本的な機能
- ・ 服薬指導の一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導を行っている
 - ・ 24時間対応(閉店時間外における患者等からの相談応需体制を整備)、在宅対応を行っている
 - ・ かかりつけ医を始めとした医療機関等(地域包括ケアシステムを構築する医療、介護その他の関係多機関)との連携体制を構築している
- ※2 健康サポート機能(主な機能)
- ・ 一般用医薬品や健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言・健達の保持促進に関する相談対応を行っている
 - ・ 住民から健康の保持促進に関する相談を受けた場合は、かかりつけ医と連携して受診勧奨に適切に取り組んでいる
 - ・ 住民からの健康の保持促進に関する相談に対し、医療機関、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、行政機関等の連携機関への紹介に取り組んでいる

(1) 「健康サポート薬局」とはどのような薬局か知っていましたか。

- 1 健康サポート薬局について知り、既に連携している
- 2 どのような薬局か知っていたが、健康サポート薬局とは連携していない
- 3 聞いたことはあるが、どのような薬局か知らなかった
- 4 聞いたこともなく、どのような薬局か知らなかった

(2) 今後、患者からの健康食品の利用に関する相談があった場合、健康サポート薬局を活用したいと思いますか。

- 1 健康サポート薬局と連携し、活用したい
 - 2 健康サポート薬局を活用したいが、連携までは考えていない
 - 3 健康サポート薬局を活用したくない
- ⇒ 3と回答された方は、その理由を以下に記載してください。

※健康食品(サプリメントを含む)に関して、使用上の注意事項、御意見、お気づきの点などがあれば、御自由にお書きください。

最後に、回答に恐れがないか、もう一度確認をお願いします。確認子エック ⇒

***** 質問は以上です。ご協力ありがとうございました。*****

健康食品の利用実態に関するアンケート

【調査の目的】

平成27年度の本委員会の県民アンケート調査結果によると、回答者の72.2%の人が健康食品の利用経験があり、そのうち42%の人が現在も毎日利用していることが分かりました。また、健康食品の利用により、「処方薬の服用を止めたことがある」又は「通院を止めたことがある」と回答した人が2.5%おり、さらに健康食品の利用により体調不良を感じたことがある人が7.2%いることも分かりました。

このような結果から、県民の間に健康食品の利用が一般に普及し、中には治療への悪影響や体調不良を誘発する懸念がある実態が判明しました。

そこで、今年度当委員会では、医療・介護従事者の方を対象として、更なる調査を行い、医療・介護の専門家の方々から見た健康食品の利用による健康被害の実態などを把握することとしました。

ご多忙のところ誠に恐縮ですが、アンケート調査にご協力いただければ幸いです。

なお、調査結果は、当委員会における検討資料とするほか、関係者、県民等に公表する予定としております。

平成28年10月 広島県地域保健対策協議会・医薬品の適正使用検討特別委員会

【注意事項】

- この調査において、健康食品（サプリメント）とは、次の1～3全てを満たす食品を言います。
- 1 健康の維持・増進を目的として販売・利用される食品
 - 2 野菜、果物、菓子、調理品等その外観、形状等から明らかに食品と認識されるものの以外のもの
 - 3 通常の食事とは別に意識的に摂取しているもの
- 【記入上の注意事項】 該当するものにチェック(☑)を入れ、郵送又はFAXで返信してください。

【返信締切日】 平成28年11月25日（金）

【回答・返信先】 広島県健康福祉局薬務課
〒730-8511 広島市中区基町10-5-2
TEL 082-513-3222 E-mail fuyakumu@pref.hiroshima.lg.jp
FAX 082-211-3006

【問合せ先】 同上

この調査結果につきましては、平成29年度中に、広島県ホームページへの掲載を予定しています。
(現在は、平成27年度の県民向けアンケート調査結果を掲載しています。)

※掲載先

広島県ホームページ ⇒ 健康食品の利用に係る県民実態調査結果について

健康食品 調査 検索

健康食品の利用実態に関するアンケート

図1 貴センターの所在地はどちらの区域ですか、広島県二次医療圏別の区分でお答えください。

区分	区域名	図説内市町
□1	広島	広島市、安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町
□2	広島西	大竹市、廿日市市
□3	呉	呉市、江田島市
□4	広島中央	東広島市、竹原市、大崎上島町
□5	尾三	三原市、尾道市、世羅町
□6	福山・府中	福山市、府中市、神石高松町
□7	備北	三次市、庄原市

(2) 貴センターの設置主体を教えてください。

□1 市町 □2 医師会 □3 看護協会 □4 医療法人 □5 社会福祉法人 □6 その他 ()

(3) 貴センターの職員数(※人数)を教えてください。(平成28年10月31日現在)

□1 5人以下 □2 6~10人 □3 11人~20人 □4 21人以上

(4) 貴センター内の要支援者数を教えてください。(平成28年10月分)

□1 1~199人 □2 200~399人 □3 400人~599人 □4 600人~799人 □5 800人以上

図2 貴センターにおける健康食品への対応についてお聞かせください。

(1) 貴センター利用者から健康食品の利用に関して相談を受けたことはありますか。

□1 ある □2 ない

⇒ある場合は受けた相談内容について、該当するものに☑をしてください。(複数回答可)

- 1 健康食品の効能効果 □2 医薬品との飲み合わせ □3 複数の健康食品の利用に関する相談
□4 健康食品の広告(各種媒体)に関する相談 □5 健康被害に関する相談
□6 その他(以下に具体的に記載してください。)

(2) これまでの患者介連業務の際に、不適切と考えられる健康食品の利用を発見した経験がありますか。

□1 ある □2 ない

⇒ある場合は、「ア 発見した不適切と考えられる利用事例」及び「イ 発見時の対応状況」について、該当するものに☑をしてください。(複数回答可)

ア 発見した不適切と考えられる利用事例

- 1 医薬品との相互作用 □2 健康食品の医薬品的な利用 □3 摂取目安量を超えた過剰摂取
□4 多種類の健康食品の同時摂取 □5 業者からの不当な販売
□6 その他(以下に具体的に記載してください。)

イ 発見時の対応状況(複数回答可)

- 1 医師機関(主治医)への報告 □2 担当薬局(薬剤師)への報告 □3 担当看護師への報告
□4 患者の保護所への連絡
□5 その他(以下に具体的に記載してください。)

地域包括支援センター用

(3) これまでの居宅での業務の際に、健康食品によると考えられる健康被害について、利用者から相談を受けた、又は発見した経験がありますか。

- ア 経験の有無
- 1 ある 2 ない
- イ 健康被害に係る対応状況
- アで「1 あり」と回答した地域包括支援センターにお尋ねします。
- a) どのような症状を訴えられましたか。(複数回答可)
- 1 発熱 2 頭痛 3 腹痛・下痢 4 吐き気 5 倦怠感 6 めまい 7 発疹
 - 8 その他 (以下に具体的に記載してください。)

- b) 貴地域包括支援センターでは、どのように対応されましたか。(複数回答可)
- 1 医師機関 (主治医) への報告 2 担当薬局 (薬剤師) への報告 3 最寄りの保健所への連絡
 - 4 その他 (以下に具体的に記載してください。)

- (4) 健康食品の利用について、専門家への相談が必要だと思いますか。
- 1 治療中の患者が利用する場合は、専門家への相談が必要である
 - 2 健康な者が利用する場合は、専門家への相談が望ましい
 - 3 健康食品の利用は自己責任であるため、専門家への相談は必要ない
- ⇒ 「1 又は 2」と回答した方にお尋ねします。
- どのような専門家が相談に応じるのが適切だと思いますか。(複数回答可)
- 1 かかりつけ医 (歯科医含む) 2 かかりつけ薬剤師 3 看護師 4 栄養士
 - 5 行政機関 (保健所) 6 専門家の関与は不要 7 その他 ()

- (5) 健康食品の利用の促進について、多職種連携が必要だと思いますか。
- 1 必要だと思う 2 必要だとは思わない
- ⇒ 差し支えなければ、そう思われる理由を記載してください。

- 問3 健康食品に関する問題認識についてお伺いします。
- 日常生活において、健康食品に関する問題を感じていますか。
- 1 重大な問題を感じている 2 ある程度問題を感じている 3 軽微な問題を感じていない
- ⇒ 「1 又は 2」を回答した方にお尋ねします
- どのような問題を感じていますか。(複数回答可)
- 1 利用者が健康食品を利用していることを伝えない 2 健康食品の利用が治療の妨げになることがある
 - 3 健康食品の種類が多様多岐であり、利用者から相談されても対応が困難である
 - 4 健康食品を治療目的で利用している 5 健康食品に関する情報 (販促合わせ、安全性等) が少ない
 - 6 県民が不当に高額な健康食品を購入させられている
 - 7 医薬品のような効果効果を標榜する虚偽誇大な広告が多い
 - 8 食中の代用として健康食品に頼りすぎている 9 健康食品に関する県民への啓発が不十分である
 - 10 その他 (以下に具体的に記載してください。)

地域包括支援センター用

問4 「健康サポート薬局」についてお聞きします。

「健康サポート薬局」とは、次のような薬局を言います。(平成28年10月1日から制度が開始されています。)

かかりつけ薬局としての基本的な機能**を維持した上で、地域住民の健康の維持・増進を支援する機能 (健康サポート機能*) を持つ薬局

- ※1 かかりつけ薬局としての基本的な機能
- ・ 服薬指導の一元化、継続的な把握とそれに基づく薬学的管理、指導を行っている
 - ・ 24時間対応 (閉店時間内における患者等からの相談応答体制を整備)、在宅対応を行っている
 - ・ かかりつけ医を始めとした医療機関等 (地域包括ケアシステムを構築する医療、介護その他の関係多職種) との連携体制を構築している

- ※2 健康サポート機能 (主な機能)
- ・ 一般用医薬品や健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言・健康の保持増進に関する相談対応を行っている
 - ・ 住民から健康の保持増進に関する相談を受けた場合は、かかりつけ医と連携して受診勧奨に適切に取り組んでいる
 - ・ 住民からの健康の保持増進に関する相談に対し、医療機関、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、行政機関等の連携機関への紹介に取り組んでいる

- (1) 「健康サポート薬局」とはどのような薬局が知っていましたか
- 1 健康サポート薬局について知っており、既に連携している
 - 2 どのような薬局か知っていたが、健康サポート薬局とは連携していない
 - 3 聞いたことはあるが、どのような薬局か知らなかった
 - 4 聞いたこともなく、どのような薬局か知らなかった

- (2) 今後、患者からの健康食品の利用に関する相談があった場合、健康サポート薬局を活用したいと思いませんか。
- 1 健康サポート薬局と連携し、活用したい
 - 2 健康サポート薬局を活用したいが、連携までは考えていない
 - 3 健康サポート薬局を活用したくない
- ⇒ 3と回答された方は、その理由を以下に記載してください。

※健康食品 (サプリメントを含む) に関して、使用上の注意など、御意見、お気づきの点などがあれば、御自由にお書きください。

最後に、回答に謝れがないうち、もう一度確認をお願いします。確認チェック ⇒

***** 質問は以上です。ご協力ありがとうございました。*****

取扱注意

健康食品の摂取による健康被害発生に関するアンケート結果

注意点 診療所（医科もしくは歯科）向けのアンケート結果の集計によるもの。
特定の健康食品の危険性を示すものではありませんので、取扱いにはご注意ください。

		原因健康食品(疑い含む)	症状
※1 疑い事例		青汁・青麦若葉(他の健康食品も同時に使用した例を含む)	全身倦怠感/食欲不振等体調不良/肝障害/透析患者でカリウム値が上昇した。
		ミネラル類(他の健康食品も同時に使用した例を含む)	高K血症/エディロールと重なり高カルシウム血症性腎症
		グルコサミン・コンドロイチン	異常鼻出血
		ニンニク(他の健康食品も同時に使用した例を含む)	高血圧で薬と併用して、サプリを飲んで気分が悪い/肝機能が好転しない。
		ビタミン類(他の健康食品も同時に使用した例を含む)	肝障害/蕁麻疹
		黒酢(他の健康食品も同時に使用した例を含む)	酸触症/歯牙表面に著しい着色、カリエスを認めた。/臼歯部に知覚過敏症状/エナメル質溶解及びその後の虫歯
		健康茶	下痢
		食酢	歯の酸触症
		ヒアルロン酸	全身倦怠/肝機能障害
		酵素	子宮筋腫増大/性器大量出血
		マカ	月経異常/不正出血
		ブルーベリーエキス	肝機能障害
		オルニチン	肝障害
※1(アンケート回答者の医療従事者(医師または歯科医師)が原因が健康食品であるとまでは断定できなかった事例)			
		原因健康食品(疑い含む)	症状
※2 確定事例		青汁・青麦若葉(他の健康食品も同時に使用した例を含む)	肝機能障害/原因不明の低カリウム血症/鉄欠乏性貧血
		ミネラル類(他の健康食品も同時に使用した例を含む)	ワーファリンのが効かなくなった/下剤が効かなくなった/肝機能数値上昇
		グルコサミン	苔癬型中毒疹
		ニンニク・コンドロイチン・ウコン・キトサン	肝機能障害
		ウコン	肝機能障害、蕁麻疹
		栄養ドリンク	多量摂取によるう蝕
		プラセンタ(他の健康食品も同時に使用した例を含む)	月経不順/子宮内膜肥厚/単純型子宮内膜増殖症/変形子宮筋腫増大/不正出血/貧血/子宮内膜肥厚/ホルモン値異常
		乳酸菌・酵母	高K血症
		霊芝(他の健康食品も同時に使用した例を含む)	劇症肝炎/心拍数増加
		エリスリトール	アレルギー症状
		アガリクス	肩関節痛(他院に紹介した結果関節リウマチの診断)
※2(アンケート回答者の医療従事者(医師または歯科医師)が原因が健康食品であると断定した事例)			

平成28年度 広島県地域保健対策協議会 医薬品の適正使用検討特別委員会
—健康づくり支援に関する講演会 アンケート—

当てはまるものの番号に○を付けてください。

1 職種をお教えてください。

- 1：医師 2：歯科医師 3：(准)看護師 4：薬剤師 5：介護支援専門員
6：行政職員 7：その他 ()

2 日常業務（治療・介護等）において、健康食品について問題を感じていますか。

- 1：重大な問題があると感じている 2：ある程度問題があると感じている
3：特に問題を感じていない

3 本日の講演会には、どのような目的で参加されましたか。（該当するもの全てに○）

- 1：健康食品による健康被害事例に関する知識習得のため
2：健康食品による日常業務（診療等）への対応のため
3：健康食品を利用している患者等に係る問題点の把握のため
4：健康食品を利用している患者・住民への指導・助言に必要な知識習得のため
5：その他（目的を御記載ください。）

4 本日の講演会は今後の業務の参考になりましたか。

- 健康食品の利用に関する医療従事者等アンケート調査結果について
1：大変参考になった 2：少し参考になった 3：あまり参考にならなかった
- 健康食品安全情報システム及び健康食品による健康被害の実態について
1：大変参考になった 2：少し参考になった 3：あまり参考にならなかった

5 今回の講演会に参加してどのように感じられましたか。（複数回答可）

- 1：積極的に患者（利用者）の健康食品の利用状況の把握に努めたい
2：医薬品と健康食品の飲み合わせや安全性情報の収集（知識習得）に努めたい
3：患者（利用者）への健康食品に関する正しい知識の普及啓発や相談対応に努めたい
4：その他（御自由に御記載ください。）

御協力ありがとうございました。今後の本委員会活動の参考にさせていただきます。
お帰りの際、会場出口受付にて御提出ください。

ご注意ください!! 健康食品でも、

飲み合わせが
あるんです



薬を服用している方、アレルギーのある方など、
治療への悪影響や健康被害につながる場合があります。

医師、歯科医師、薬剤師に相談しましょう!



お薬手帳はお持ちですか?

あなたがいつ、どこで、どんなお薬を処方してもらったかを記録しておく手帳です。市販薬や健康食品、サプリメントなどの利用状況を記録しておけば飲み合わせなどを医師、歯科医師、薬剤師に確認してもらえます。

広島県地域保健対策協議会 医薬品の適正使用検討特別委員会

広島県地域保健対策協議会 医薬品の適正使用検討特別委員会

委員長 松尾 裕彰 広島大学病院薬剤部
委員 石口 房子 広島県訪問看護ステーション協議会
石田 栄作 広島県歯科医師会
應和 卓治 広島県健康福祉局薬務課
小笠原英敬 広島県医師会
岡本 良三 広島市健康福祉局保健部環境衛生課
小澤孝一郎 広島大学大学院医歯薬保健学研究院治療薬効学
谷川 正之 広島県薬剤師会
豊見 敦 広島県薬剤師会
橋本 成史 安佐医師会
古本世志美 広島県看護協会
宮田 真弓 広島県介護支援専門員協会
吉田 明浩 広島市医師会

広島県地域保健対策協議会 医薬品の適正使用検討特別委員会

広島県薬剤師会サブワーキンググループ

副会長 青野 拓郎
谷川 正之
常務理事 井上 映子
竹本 貴明
豊見 敦
中川 潤子
平本 敦広
理事 有村 典謙
副会長 松尾 裕彰 (オブザーバー)